

予算特別委員会

3月12日（水）午前9時30分開議

議題1 「議案第14号 平成26年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（12名）

1番 森 一人 委員	2番 大野 敏行 委員
3番 佐久間 孝光 委員	4番 長島 邦夫 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 吉場 道雄 委員
7番 河井 勝久 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 清水 正之 委員	10番 安藤 欣男 委員
11番 渋谷 登美子 委員	12番 松本 美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青柳 賢治 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	山 岸 堅 護
主 席 主 査	岡 野 富 春

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
村 田 朗 総 務 課 庶 務 ・ 人 事 担 当 副 課 長	
伊 藤 恵 一 郎 総 務 課 財 政 契 約 担 当 副 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
内 田 恒 雄 地 域 支 援 課 地 域 支 援 ・ 人 権 推 進 担 当 副 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
中 村 滋 税 務 課 課 税 担 当 副 課 長	
田 畑 修 税 務 課 収 税 担 当 副 課 長	
山 下 次 男 町 民 課 長	
賛 田 秀 男 町 民 課 戸 籍 ・ 住 民 担 当 副 課 長	

村	上	伸	二	町民課保険・年金担当副課長
岩	澤	浩	子	健康いきいき課長
高	橋	喜代美		健康いきいき課社会福祉担当副課長
杉	田	哲	男	健康いきいき課健康管理担当副課長
内	田		勝	会 計 課 長
奥	平	清	人	会計課会計用度副課長
小久保		錦	一	教 育 長

◎委員長挨拶

○松本美子委員長 皆さん、おはようございます。開会前に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

審査は本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

委員の皆様に申し上げます。質疑をする場合には、簡潔かつ明瞭な形でお願いを申し上げます。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡明な答弁、説明をお願いしたいと思います。

(午前 9時28分)

◎議長挨拶

○松本美子委員長 それでは、ここで青柳議長がご出席でございますので、議長にご挨拶をいただきたいと思ひます。

議長、お願いいたします。

○青柳賢治議長 皆様、改めましておはようございます。先日の本会議におきましては、3.11から3年ということで、黙祷等にご協力いただきましてありがとうございました。本当に、きのう、きょうにかけて、いろいろなことを見ますと、まだまだ3年たっているけれどもというような実情でございます。今年から復興税のものが課税されるようになっておりますが、国民の一人としても何とか協力をしていかななくてはならないのだなというふうに、また風化させてはならないと強く思っております。

きょうから予算審査特別委員会でございますが、委員の皆様には、それぞれ勉強されてここに臨んでおられることと思ひます。すぐれた行政であるということは、予算に左右されるわけでございます。嵐山町の発展、また、さらには住民全体の福祉の向上というようなことから、有効な予算になっているかどうかというような観点を持って皆様には審査に臨んでいただきたいと思ひます。委員の皆様には簡潔な質問でよろしくお願いいたします。

終わります。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

◎町長挨拶

○松本美子委員長 それでは、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

○岩澤 勝町長 おはようございます。きょうは、きょうから予算特別委員会でお世話になると思います。どうぞよろしく願いいたします。

今、委員長さんのほうからお話ございました。簡明な答弁をなさいということでございます。職員のそれぞれ出席させてもらう課長以下、日ごろの仕事の成果を皆様に見ていただく機会でもありますし、意に沿うような答弁にしっかりできるように心がけていきたいというふうに思います。それには、ぜひご質問の際にわかりやすい質問をぜひお願いしたいと思います。緊張してこのところに座るわけですので、ぜひ、おもてなしの心でしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、議長のほうから今、3.11大震災の話がございました。大震災ではありませんが、大雪害のほうで、だんだん資料も集まってきているようでありまして、本当に多くのご家庭で、大小、強弱の影響があったのだなというふうに報告が上がりつつあります。大きい被害から、といがちよっと壊れたよと、瓦が落ちたよというようなことまで、いろんなことが区長さんを通じて調べて上がってきております。これらを参考にして、これから、いつ、どういう風が吹くか、雨が降るか、雪が降るかわかりませんが、そういうものにしっかり対応できる地域づくり、これも皆さんと一緒に、地域の皆様方と一緒に力を合わせて、しっかり対策を練っていかないといけないなと改めて感じているところでございます。

きょうからは予算委員会でございますので、どうぞよろしく願いいたします。大変ありがとうございます。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○松本美子委員長 ただいま出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、よって、予算特別委員会は成立をいたしました。これより開会をいたします。

(午前 9時32分)

〔委員長、いいですか〕という人あり〕

○松本美子委員長 はい。

○清水正之委員 町長の新規事業の子育ての支援奨励事業なのですが、要綱の案だとか、支給要件が全然提示されていないのです。

○渋谷登美子委員 質問しようと思っていたのだけれども。

○清水正之委員 それは、提示されていないまま審議をするというわけにもなかなかいかないかなと思っているのですが、審議が始まる前にその辺の、少なくとも支給要件そのものは説明していただくということはできないのでしょうか。

というのは、ちょっと話をしたときに、では一旦転入して帰ってくればいいのかというふうに言われたのだけれども、それはないだろうという話はしたのだけれども、少なくとも要件そのものが明示されていないわけですよ。居住地要件だとか、申請の時期だとかというの、そういうものが明示されていないのです。

〔要綱をこれからつくると言ってるんだけど〕
という人あり〕

○清水正之委員 要綱をつくるって、審議、審議しなくてはだから。

〔予算ができてからつくります〕という人あり〕

○松本美子委員長 それでは、ただいまの質疑に対しまして、副町長のほうからご答弁いただけるようでしたらお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○安藤 實副町長 はい。所管課、地域支援課のときに、そのような資料を出させていただく、それをどこまでやっているかわかりませんが、一応は予算の説明会のときにはお話を申し上げてあるようです。

○清水正之委員 どういう人が対象かというのは説明ありましたよね。

○安藤 實副町長 ええ。

○清水正之委員 説明あったのだけれども、要件が、どういう要件の人が該当するかというのが提示されていないのです。

○安藤 實副町長 それは質疑の中で。

〔質疑でやろうと思った〕という人あり〕

○清水正之委員 質疑の中でやってもらうということですか。

○安藤 實副町長 はい。

〔「地域福祉人材事業もそうだから」と言う人
あり〕

○清水正之委員 全体事業だと要綱が出ている。

○安藤 實副町長 そうですか、では。

○松本美子委員長 清水委員に申し上げますけれど、この辺でよろしいでしょうか。担当課のところで聞いていただきたいと思いますので、お願いいたします。

◎開議の宣告

○松本美子委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

委員会の開催日につきましてお諮りいたします。本委員会の開催は、本日3月12日、13日、14日及び17日の4日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は、本日3月12日、13日、14日及び17日の4日間と決定をいたしました。

諸般の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された案件につきまして、議案第14号 平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第15号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第16号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第17号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第18号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び議案第19号 平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案の6件ですので、ご了承願いたいと思います。

次に、本委員会の予算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

最後に、この委員会の説明員といたしまして出席通知のありました者の職、氏名を

一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願いたいと思います。

以上で、委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りをいたします。申し合わせのとおり、議案第14号 平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。

また、議案第15号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第19号 平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査予定表に基づき、課局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑を行うことに決しました。

議案第15号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第19号 平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行うことに決しました。

なお、議案第14号 平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第19号 平成26年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の6議案につきましては、総括質疑をする委員は、3月13日の午後1時30分までに委員長へ届け出てください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申し出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、本日の審査を始めます。

◎議案第14号の質疑

○松本美子委員長 議案第14号 平成26年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に、本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いをいたします。

なお、質疑がある委員は挙手により、委員長の指名後、発言をしてください。回数は、1問につき3回までとします。ご了承お願いいたします。

質疑に際しては、最初にページ数をお示しください。質疑は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

大野委員さん。

〔「議会だよ」と言う人あり〕

○松本美子委員長 大野委員さん、どうぞ。

〔「議会事務局は答弁者いないよ」と言う人あり〕

○大野敏行委員 いないからね。そうですね。失礼しました。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、議会事務局に関しましては、なしということでお願いをいたしたいと思います。

質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結をいたします。

ここで休憩といたします。

休 憩 午前 9時43分

再 開 午前 9時44分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員さん。

○渋谷登美子委員 17ページの個人町民税と法人町民税ですけれども、それぞれ個人と法人の所得の動向をどのように捉えたかということと、それから町民税課税世帯が8,381円になるのかなと思うのですけれども、これについては非課税世帯と課税世帯とどのように考えていったのかということです。

次、91ページになります。これはごく簡単な、聞いてはいけないようなことかもしれないのだけれども、電算委託料ですよね、91ページになると思うのですけれども、それぞれの委託料が前年度と比較すると半額近い予算の減額になるわけなのですけれども、これはクラウド化によるものと考えていいのかということと、それから93ページの、これは徴収事業の減なのですけれども、これも電算委託料になるのか、利用料になるのか、これの徴収事業の減はどのような理由から徴収事業の減になっているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 中西税務課長、ご答弁をお願いいたします。

○中西敏雄税務課長 では、お答えします。

まず、個人町民税なのですけれども、個人町民税の予算を組ませていただくときには、平成25年度の当初、当初課税がありますね、それをもとに積算をしております。均等割の納税義務者を8,570人、均等割額については2,999万5,000円を見込んでおります。それと、所得割の人数については7,715人、そこから所得割を計算するのですけれども、寄附金控除とか住宅借入金特別控除等を差し引きまして、町税については、あと退職所得がありますので、退職所得以外の所得割については7億8,950万8,000円、退職所得については700万円、それに徴収率を掛けて求めておりますので、均等割については、予算額が2,933万5,000円、所得割については7億7,213万8,000円、それと退職所得については100%ですので700万円、合計8億847万3,000円と見込んでおります。

次に、法人ですけれども、法人町民税については、今年の当初予算と比べてかなりふえているのですけれども、アベノミクスの影響等が多く、25年度の3月で補正させていただきました、9,000万ちょっと補正させていただきました。これが25年度においては、インキ製造業とか、あと診療所の経営、あと運送業、これがかなりふえております。これが大体5社で、昨年24年度と比較しますと5,000万ちょっと、これだけでもふえております。

それと、91ページの電算の関係ですけれども、これはクラウド化による減ということでご理解いただければと思います。

徴収のほうもそうなのですけれども、徴収につきましてもクラウド化の関係の委託料が、これは減っております。委託料が減っているのは全部住民税、固定資産税、収税関係、全部クラウド化による減ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員さん。

○渋谷登美子委員 個人町民税なのですけれども、個人町民税は25年度をベースにしてやっているということなのですけれども、具体的にでは町民の方がどのぐらい退職者になっていくかというふうな数の把握とかはどの程度なさっているのか伺いたいと思うのですが。

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

納税義務者の把握については、まず25年度の当初の課税をベースにして、そこから第5次の総合振興計画の平成26年度の人口総数、これを15歳から大体64歳までの伸長率、これを掛けて納税義務者を大体把握しています。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員 15歳から20歳ぐらいまでの方というのは所得が余り、ほとんどない方も多いと思うのですけれども、そういったことも含めて、パーセンテージの掛け方というのはどのようにして、やはり町民税自体は減額になっているわけですよ。だから、全体的に15歳から64歳の方は減っているから、その分25年度ベースに減額部分をパーセンテージ割合にして、だから、25年度が1だったら、26年度は0.95とか、そんな感じの形で個人町民税を把握しているということで、全体的な、給与所得者が多いので、そういった形で計算することで個人町民税はできているということでのいいのですか。

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

○松本美子委員長 お願いします。

○中西敏雄税務課長 あとは、それぞれ税を求める給与所得者、営業所得者、農業所得者、その他の所得者ということで、これは予算をつくっているのですけれども、その中で給与所得者、営業所得者、そのあたりは伸長率を掛けているのですけれども、あと農業所得者とかその他の所得者にはその率は掛けないで、あとは譲渡所得がありますよね、土地とか株とか、それはもう未知数なので、一切それは見ていません。あとは、当初のベースで把握しているのですけれども、今後、未申告者、申告していない

人がかなりいますので、その人たちが、いつも通常出しているのが8月と10月で2回出しているのです、未申告者に対しては。それが当初300人ぐらい出したりなんかしているのですけれども、その人たちがどの程度申告をしていただけるか、それによってまた税もふえてきますので、あと納税義務者もふえてきます。そんな形でやらせていただきます。

以上です。

○渋谷登美子委員 ありがとうございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑がある方はどうぞ。

川口委員さん。

○川口浩史委員 16、17、ただいまの個人町民税の減の理由、今までと同じだと思うのですが、ちょっと伺いたいと思います。

それから、消費税が引き上がるわけですよね。消費税が引き上がると、どうしても景気の落ち込みがあると。これは安倍総理自身も認めていて、そのために財政出動をしていくのだと。また、いつまでもするわけにいかないから、そこらあたりが肝心だからというようなことを協議していますよね。そこの安倍総理のようなもくろみができないのではないかなというふうに私なんか思うのですけれども、落ち込みがある程度予想されるのではないかなと。その辺は、この税収の中に見ているのか伺いたいと思います。

それから、復興税は、この年度幾らぐらいになるのか。これ使用方法、何に使用するかは、これは想定ではないですよね。それはちょっと決算のときでも。

それから、法人税の昨年実効税率が下がってきているという答弁が、説明が課長のほうからありましたけれども、今年度は、この予算ではどうなのか伺いたいと思います。

それと、91ページの一番下の固定資産の航空写真、これはどのような使用をするのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁お願いいたします。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 個人の町民税の減額の理由ですけれども、これについては、まだ所得が、各事業所等もベースアップがないということと、それと毎月非課税者がふえているのです。それと、新しくお勤めになった方は、町外に若い人たちは出てしまっ

ていますので、転出とかもちょっと多いということで、それを見込んで減額をさせていただいています。大体、先ほど言いました25年度のベースに、2%減ぐらいで計算をさせていただいています。

それと、法人の関係ですけれども、すみません、均等割の復興の関係ですよ。これは、均等割納税義務者は先ほど申しましたけれども、8,570人見ていまして、それに単純に500円掛けると428万5,000円、これが町民税のふえる分が500円になりますので、8,570人に500円を掛けて428万5,000円という計算をしております。

それと、法人税の実効ベースの関係なのですけれども、これは確かに国税のほうは下がっております。ただ、今回、もう3月で補正させて、9,000万ほど補正させていただいて、25年度の今現在の調定額が、法人税割が、ちょっと確かな数字ではないのですけれども、2,300万ぐらい、2億ですね、2億3,000万から2億4,000万ぐらい所得割の調定額があると思うので、そういう面から今回、若干25年度の調定より、予算よりふやささせていただきました。

それと、航空写真の関係ですけれども、これは以前、航空写真を撮ったのが、平成6年、平成11年、その時期で、今回が、27年度が評価替えの年になっております。それに合わせて土地の現況調査、27年の1月が27年度の固定資産税の課税時期になっておりますので、その27年の1月1日に近い時期に飛行機を飛ばしまして、土地の現況調査をするという形になっております。

これは、写真を撮って、あとは公図と重ねて、地目が今どのような形になっているかという、土地について全地目調査するという形になっております。

以上です。

〔「消費税の落ち込み」と言う人あり〕

○中西敏雄税務課長 すみません。消費税の関係ですけれども、さほど影響はないのではないかなと私は考えております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員さん。

○川口浩史委員 復興税をちょっと先になのですが、復興税は1人500円だけでしたか、均等割で。所得割のほうはどうか。

〔「所得割はないね」と言う人あり〕

○川口浩史委員 ではいいです、それは。ちょっと私の勘違いでした。

法人の関係なのですが、先ほど、インキ、診療所というふうにおっしゃったような気がしたのです。あと運送業、こうしたものが好調で、輸出業者が好調なのかなと思ったら、インキは輸出もあるのでしょうけれども、運送業など国内の件ですから、こういうのが好調とは思わなかったです。逆に伸びていないというのは、どういうところなのかなと、ちょっと先ほど聞いていて思っていたのですけれども、ちょっと、おわかりでしたら伺いたいと思います。

それから、航空写真なのですが、写真を撮って現況と比べると。これは、職員がこれをするわけなのですか。

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 法人町民税の関係ですけれども、落ち込んでいる業種ですけれども、これについてはちょっと今手元に資料が、申しわけないですけれども。

それと、航空写真の関係ですけれども、これは現況調査も業者のほうにやっていたでいて、あとはうちのほうの現在のデータと突き合わせをしてもらって、それをうちのほうで新しい正しい評価というか、地目に直す形でそれを評価します。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

河井委員さん。

○河井勝久委員 1点ほど質問いたします。

16ページ、17ページのたばこ税の関係なのですが、年々たばこ税というのは落ちてきているように感じるわけなのです。26年度も約900万ほど落ちているような予定がされているわけでありましてけれども、傾向として、喫煙者が少なくなってきて落ちてきているのか、あるいはそのために健康、これの今たばこ害の宣伝が非常によくされているのです。そういう傾向があらわれているのかなと思っているわけです。とりわけ若い人なんか、こういう形では喫煙者がふえてきているというふうにはいろんなところで聞くわけでありましてけれども、そういう関係と、一つは、たばこを買うのに、いろいろな今手続等が必要になってきているという部分もあって、この関係で、町外で買う人と町内で買う人の割合が変わってきているのかどうか、そこら辺もひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、よくたばこは地元で買いましょうという宣伝を、これまでずっとされてきたのですけれども、やっぱり宣伝はされてきているのでしょうか。たばこは健康を

害するためにやめましょうという宣伝と、逆にたばこは地元で買しましょうという形が今まではずっと続けられてきたのですけれども、その辺はどうしているのでしょうか。

それから、3級品以上と3級品以下との割合が、これは課税で違ってきているわけですが、嵐山町ではその割合というのはわかりますか。そこがわかりましたら、教えていただきたいと思いますが。

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 お答えします。

確かにたばこの本数が、ここ平成14年から平成24年、この決算まで年々減っております。去年は、本数で前年対比105万2,358本減っております。その前は、23年度は24年度と比較して430万6,005本、こういう減り方をしておりますので、いずれにしても禁煙する人がふえている傾向だと、この本数が減っておりますので、そういうのが減っている、禁煙する人がふえているのかなとは思っております。

それと、町内と町外の割合というのは、これはちょっとわかりません。

それと、たばこは地元で買しましょうということですが、その宣伝というのは、今は多分どの市町村もやっていないと思います。

それと、3級品と3級品以外ですが、確かに安い3級品以外というのが本数はふえています。安い3級品ですか、旧3級品というのが、これがふえています。旧3級品以外というのは減っている傾向です。

この割合ですが、3級品の本数は、22年度、23年度、24年度と、これ毎年ふえております。22年度は前年度と比較して23万3,381本、23年度が26万780本、24年度は19万4,400本、こういう形で旧3級品の値段の安いたばこはふえております。

それと比べて、旧3級品以外というのは、さっき言いました大体その本数ぐらい、23年度は前年度と比べると約300本、24年度は100本です。こういう形で減っております。100本。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますでしょうか。

畠山委員さん。

○畠山美幸委員 91ページの固定資産税、航空写真の件なのですが、こちらは委託に365万5,000円かかるわけですが、今インターネットのグーグルマップというもの

が非常によくできているのですけれども、そういうものの活用とかということはお考えにはならなかったのでしょうか。

〔「使えないよ」と言う人あり〕

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 全く考えません。というのは、委託をして全部業者さんが写真を撮ってくれて、それと公図と抱き合わせて、重ね合って、それと今の現状の地目の、写真を撮った現況の地目、それを全部突き合わせしてくれるのです。それを職員がやると、筆数がかなりあるもので、それが職員がちょっとやれないのでそういう形を、委託という形をとりました。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかにございますか。

清水委員さん。

○清水正之委員 97ページなのですけれども、ごめんなさい。非課税限度額が変わってきていると思うのですが、どういうふうに変ったのか教えてもらえますか。

それと、軽自動車税がふえてきているのですが、これ駆け込み需要というか、その部分を見込んでのことなののでしょうか。

○松本美子委員長 答弁願います。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 非課税限度額は、これまだ変わっていません。均等割と所得割の非課税限度額ですよね、それは変わってありません。

それと、軽自動車ですが、軽自動車税が今度の税法改正で上がります。あと、消費税の関係もあるので、いずれにしても軽四乗用、この台数がふえております。それで、毎年、前年度と比較して増額を見込んでおります。

以上です。

○松本美子委員長 清水委員さん。

○清水正之委員 昨年の8月の生活保護の基準額が変わるということで、税法上の問題では、課税、非課税の変化というか、それは出てこないというふうに捉えていいでしょうか。

それから、軽自動車税ですけれども、15年度に改正、15年だから2015年の改正で軽

自動車税が上がるというふうになると思うのですが、その部分は今回含まれていないわけですね。

そういう面では、消費税分の購入という部分での、ただ税金だからどうなのかなと思ったのですが、その辺の問題というのはあるのですか。

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 非課税限度額ですけれども、均等割非課税限度額が26万円掛ける世帯人員プラス、その扶養がいます。世帯人員というのが、本人、控除対象配偶者、それと扶養の人数なのですけれども、扶養がいますとプラス16万8,000円が加算されると。それと、所得割については35万掛ける世帯人員プラス35万円、それ以下でしたら非課税ですよという形で以前と変わりません。

それと、軽自動車ですが、段階的にちょっと上がってくるので、今資料を持っていないのでわからない。ちょっと申しわけないのですが、わかりません。

それと、25年と26年度の台数を比較しますと、一番ふえているのが、先ほど言いました四輪の乗用ですね、これが253台、実際ふえていますので、多分普通車から軽自動車の乗りかえもあるのだと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに。

長島委員さん。

○長島邦夫委員 一つだけお聞きしたいのですけれども、さっきの話に出ていた未申告者というようなお話がありましたですけれども、全然頭の中にそういう考えはなかったのですが、たくさんいるのですよね。年齢層で若い人だとか、そうではない、年齢層ではない、年齢の層ではないのですよというふうな、そこら辺がちょっとわかれば教えていただきたいと思いますが。

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 年齢層は、ちょっと把握していないのですけれども、いずれにしても毎年300人近く未申告者がいますので、いつも、先ほど言いました8月、10月に、申告してくださいということで、後に通知を差し上げております。

それと、いずれにしてもやらない人は本当に毎年やらないです。そうですので、そういう人には本当に毎年手紙を出しているのですけれども、なかなか応じてくれない

というのが、税務課のほうでもその方たちをどうしたら、どうして申告させて、どうしたら申告してくれるか、それもちょっと考えているのですけれども、なかなか応じてくれない方もおります。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員さん。

○長島邦夫委員 8月と10月に出して、成果たるものは、例えば300人ぐらいいて、どんなものなのですか。

○松本美子委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 半数の方はやっていただけます。

○松本美子委員長 よろしいですか。そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたしたいと思います。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時28分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

それでは、どうぞ。

森委員。

○森 一人委員 78、79ページにある提案型団体補助事業ですが、一般質問にも出ていたみたいで確認的な質問になりますが、前年度より5万円の増額となっております。実績も踏まえ、今年度はさらに応募があると見込んでの増額ということでしょうか。お願いします。

○松本美子委員長 答弁願います。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 25年度実績では1団体の方、1団体から応募がありまして、交付申請をしていただきまして決定をいたしました。10万円を限度にということがございますので、10万近くの金額を25年度は支出する予定でございますけれども、26年度は

そういった団体がとりあえず2団体ぐらい出ていただければということで20万円。仮に、もしもっとふえた場合には、また議会の皆さんにお願いをして、補正をさせていただきながら申請した分については対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 森委員。

○森 一人委員 条件等も補助金交付要綱にあるとおり変更はなしということでよろしいでしょうか。

○松本美子委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

条件等、特に変わった点はございません。事業内容は防災ですとか防犯ですとか交通安全、子育て支援、高齢者、障害者福祉、環境、農林、それから文化、歴史、そういったものに対応して活動していただける団体ということでございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

○吉場道雄委員 ちょっといいですか。

○松本美子委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 今の関係なのですけれども、ちょっと確認なのですけれども、昨年の予算の関係だと、この提案型というのは5万円掛ける3団体ということで報告を受けているのですけれども、ちょっとそこをお願いします。

○松本美子委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

去年は5万円掛ける3団体、昨年というか25年度です。それぐらいの予算、予算というのは一応10万円、補助金の限度額が10万円でございますから、10万円を限度にとということで、その中で6万円、7万円ぐらいの団体もいらっしゃいますし、そういった意味で5万円の3団体というふうに申し上げました。今回、25年度は10万円を超える事業費を使いながらやっている団体もいらっしゃいますので、一応10万円を限度としておりますので、10万円の2団体というふうに予算としてはとらせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 だから、結構、去年は1団体ということで、今回2団体というのは、やっぱり町の考え方で地域経営というのもここに考慮に入れていると思いますけれども、これ結構、周知の方法、知らない人も結構おると思いますけれども、周知の方法どのようにしているのか、教えてください。

○松本美子委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

今、ご指摘いただきましたように、周知をさせていただくということは大変大事なことだと思っております。ホームページ上でも、また広報紙等でも積極的にこちらのほうとしてはPRをしてまいりたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

畠山委員。

○畠山美幸委員 75ページの行政バス運行事業なのですけれども、こちらが去年に比べて600万近く減額になっておりますけれども、減額にした理由を教えてくださいと思います。

〔「60万だよ」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 60万。そうです。すみません。ごめん。今600万と言った。失礼しました。60万円。

○松本美子委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

75ページの行政バスの関係でございますけれども、このバスにつきましては平成12年の7月25日に登録というバスでございます、この車両の減価償却というのがありまして、平成23年の7月が一応、バスの減価償却が一応終わったということでございます。それから、5年間、残存価格というのが発生しているということで、それがございまして、23年からになると思うのですけれども、少しずつ減額をしてきていただいております。そういったことで59万5,000円ですか、これは平成25年度の実績でこれだけ安くなっておりまして、今回もその金額で載せさせていただいたと、それが大部分でございます。そのほかにプラスになった運行の実費等がありますけれども、差し引き、大きな理由は基本固定費と言われる、減価償却が入っている基本固定費というのを安くしていただいていると、そういうことでございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 21ページから国の交付金があるわけなのですけれども、これ、どのくらいの時期に嵐山町の町庫に入ってくるのか、伺いたいと思います。

特になかなかやりくりが難しいと今見ていますので、どの時期に出ってくるのか、伺いたいと思います。

19ページに、自動車重量税が減額して自動車取得税も減額になった。これが21ページか、なっているのですけれども、これは案分なので、日本全体の道路の延長が増になって嵐山町分が少なくなったのかどうか、伺いたいと思います。

それから、211ページです。すみません。公債費なのですけれども、長期債元金償還事業と長期債利子償還事業がありますけれども、それぞれこれ、地方交付税の中に入っているのはどのくらいとして計算されているのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 初めに、重量税、21ページ。自動車重量譲与税というふうにおっしゃったと思うのですが、自動車の重量税、あるいは譲与税、譲与税には特にですが、減額になっている部分があります。自動車重量譲与税は200万円の減額になっております。この右側の概要にあるような内容で交付されてくるわけでございますけれども、総額が減ってきている。道路の延長、こっちのほうの延長が減ってきているわけではなくて、入ってくる総額が変わっている。それは、新エコカー減税があったりとか、そういうことで、そもそもの入ってくる収入が減額になっているので減ってきているというものでございます。

それから、交付税については副課長からお答え申し上げます。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、21ページからの交付金の歳入の時期についてお答えさせていただきます。

交付金は年3回入ってきておりまして、6月、11月、3月にそれぞれ入ってきておりまして、最終的に当たるのが3月末ということになっておりますので、そのようになります。

続きまして、公債費の普通交付税の利子の関係でございますけれども、今回の交付

税の算定におきまして公債費を元利、合計で、事業費補正として合計で5億827万1,000円の交付税算入額というふうにして考えていると思うのです。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員。どうぞ。

○渋谷登美子委員 そうすると、まず交付金のほうなのですからけれども、今回、一時借入金を減額しました。たしかそうですね。それと、一時借入金を減額にしていると思うのです。以前、交付金が入ってくる時期が遅くなって緊急借り入れをしたということがあったのですけれども、それには何とか間に合っていくというふうな感覚で、ものでやっていっているということでもよろしいのでしょうか。私、ここのところの全部の総額が3月に一体どのくらい入ってくる、一挙に入ってくるものなのかどうなのか、わからなくて、そこら辺はどのように計算されているのか、伺いたいと思います。

次なのですからけれども、地方交付税の算入額が6億7,900万円なのですからけれども、そのうち公債費が5億823万円というふうに返金額が入ってくるというふうに考えると、1億弱しかほかの地方交付税の部分ということになるのですか、ということをお伺いと思うのですが。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

まず、一時借入金の関係でございますけれども、予算書の3ページで部長の説明のときに、8億円から5億円に戻させていただくという話を申し上げました。これは、平成19年からまちづくり交付金事業というような事業を行いました。中央地区と北部地区、2カ所で行ったわけでございますけれども、こういった事業を行いますと、最終的に入ってくるのが3月末、あるいは3月を超えて事業が終わってから交付金、補助金というのが入ってまいりますので、そういったときに歳入上にはお金があるけれども、現金がない、そういう不測の事態が生じるわけでございまして、それを一時的に一時借入金を借りまして支払いを済ます、そういうことでやってまいりました。そういった事業も、まちづくり交付金事業等も終わってまいりましたので、この際8億円から5億円、それにさせていただいたということでございます。

交付税につきましては、副課長のほうからお答え申し上げます。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、交付税の算定につきましてお答えさせていただきます。

先ほど、公債費及び事業費補正で5億827万1,000円と申し上げましたけれども、これにおきましては消防費等々全ての事業費補正でございますので、町が返しているものとは一致しないところもあります。というのは、消防費のほうは負担金で払っていますし、衛生組合でも借りていますし、下水道のほうも繰出金出していると、そういうのを含めて交付税出していますので、その数字だということをご承認願いたいと思います。また、交付税は、基準財政需要額と収入額の差で交付されますので、その5億は基準財政需要額の一部ということになっております。ちなみに基本財政需要額は平成26年度で35億程度で見えておりますので、その中の一部の5億が入っているというか、収入額も平成26年度当初では25億円程度見えていますので、その差で交付税が決まってくると考えますので、一概に公債費と事業費補正がふえたからといって、その差が交付税で来るとかということではありませんので、なかなか説明が難しいのですけれども。

○渋谷登美子委員 わかった。ごめんなさい。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それがイコール公債費とか、イコール充てられたということではないということになっておりますので、ご了承願いたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、ごめんなさい、地方交付税の中の公債費分なのですが、基準財政需要額の中に5億827万円が含まれているということでもわかりました。ごめんなさい。余計に変なこと言ってしまった。

○松本美子委員長 答弁願います。

○渋谷登美子委員 確認しただけだから。

○松本美子委員長 確認でよろしいですか。

○渋谷登美子委員 答えなくていいよ。

○松本美子委員長 井上総務課長、お答えください。

○井上裕美総務課長 お答えします。

今、渋谷委員さんがお話いただいたとおりのことでございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 13ページの町債の推移を、昨年も伺ったのですが、今年度は公債費より多く町債に借りるほうが多くなってしまったわけですね。そのため、去年は平成30年に59億円になるのではないかというお話でしたが、この辺が変わってくると思いますので、伺いたいと思います。

それから、20、21。地方交付税ですけれども、国はこれ減らしてきていますよね。近隣の自治体でもこれ減っているなというふうに、減っているのですけれども、本町、どうしてふえたのか、ちょっと理由を伺いたいと思います。

それから、ページで言うと6、職員の関係になりますので、六十何ページかなのですけれども、一つ人事評価が、昨年課長をやるということでしたけれども、ちょっとどういう結果だったのか、伺いたいのと、それと、まずそれを伺いたいと思いますが、それからちょっとページが、74、75の公用車管理事業で、公用車の事故というのはどの程度あったのか、ちょっと確認をしたい。ちょっと提案をしたいので、確認だけ。

それから、70、71。平和事業が廃止をされたわけですけれども、廃止になった理由を伺いたいと思います。

それから、ちょっと細かい話なのですが、73ページの72、73の法規管理事業に昨年、電算委託料がありましたけれども、これがなくなったのはどういう理由なのでしょうか。

それから、78、79の都市再生整備計画検証アンケート、今度は北部地区をやるということですが、これ中央地区の結果、どういうふうに町としては生かされたのか。これ担当課でないといけないのかな。ちょっとそちらでわかりましたら、伺いたいと思います。ちょっといろいろ細かく聞きたい。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 幾つか副課長のほうで答えていただきますけれども、まず初めの町債のほうが多くなってしまった、その辺については副課長から、それから法規の事業についても副課長から、それから最終的な最後の都市再生整備については副課長からお答えします。それ以外については、私からお答えします。

まず、20、21ページの関係の地方交付税の関係でございます。国は、地方交付税は特別会計というものがあまして、その出口ベースでは1%の減というふうに言っております。嵐山町もいつも厳し目に地方交付税のほうは見てきました。しかしながら、昨年、今年度の、26年の当初予算の編成するに当たりまして、やはり歳入不足というのが大きくなりまして、交付税、これを多目に見る必要があったと、いつもよりも厳しく見ていたのが少し緩く見たということでございます。ただし、昨年在5億8,900万円という地方交付税、当初予算組みました。でも、実際に交付税、交付されたのが6億4,500万円ということでございまして、今年度の予算は6億1,600万円。仮に、国が出口ベースで1%減額しておりますけれども、1%減額になったとしても予算割れはしないようにと。それは、当然気をつけながら予算編成をしたつもりでございます。

それから、69ページになるのかと思うのですけれども、どこのページというのではないのかもしれませんが、人事評価の関係でございますけれども、25年度から課長、副課長につきましてはこのたび実施ということでやってまいりました。最終的に2月に、業績評価シートというのと成績評価シートというのがあります。それは、当初に始まり、4月の時点で作ってあるわけですが、自分は1年間こういう形で組織目標をとって自分の目標はこういう目標を立て、10月の時点で評価者から中間フォローというのがありまして、今こういう状態だけれども、これについてはもっとこういうふうにしなさいと、そういうような評価を受けながら、フォローを受けながら、最終的に2月の段階で自分は1年間こういう形で業績について取り組んできました、そういうような評価書、業績評価シートをつくりまして、評価者と面談をして、そして評価の採点をします。副課長は課長が第1次評価者であり、第2次評価者は副町長です。課長は第1次評価者は副町長で、確認者が町長。そういうことで、今の時点では業績評価シート、成績評価シート、それぞれ副町長まで面談をしていただきまして、最終的に評価を、ほぼ評価が終わっております。最終的にその人事評価の委員会がございまして、そこで最終的な確認をしていければいいなというふうに思っています。平成26年度から主席、主査以下につきましても実施していくということになると思います。最終的な結果というのは、まだ全体的な結果は出ておりませんが、今月中には最終的な評価というか、全体の評価がはっきりしてくると思います。個々の評価はもう決定しております。

それから、70、71ページの関係の平和事業の関係でございますけれども、昨年は、

昨年とはどうか、平成25年は広島県平和資料館からパネル等をお借りしまして展示をして、平和のためのパネル展を実施いたしました。その郵送料が10万円だったわけでございますけれども、今回ゼロになりました。

ゼロだから何も要らないというわけではございませんで、平和に関するいろんな啓発事業、例えば広報に載せるでありますとか、いろんな事業の協賛をしておりますとか、お金のかからないような平和事業については実施しておりますが、こういったお金のかかる、昨年度、25年度はパネル展を実施いたしましたけれども、そういうものにつきましては節目の年にできていければいいなというふうに思っています。これを今後、パネル展の評判も大分皆さんが来ていただきまして、よかったということもございますので、毎年というのは皆さん飽きてしまうのかなと思いますので、ちょっと節目の年、何かの節目の年に合わせて、町民の皆さんも大分ご協力をいただきまして、うちにもこんなものあるよ、あんなものあるよという形で役場のほうに持ってきていただいたりですとか、うちのほうへお伺いして、これもあるのだけれども、持って行ってくれないかなみたいな形のこともありました。そういったことも大変好評もいただいておりますので、また時期を見て実施してまいりたいというふうに思っております。

それから、公用車の事故の関係ですけれども、公用車の事故、多少、自分で自損する事故、バックしたらちょっとブロックにぶつかってしまったりとか、そんな軽い事故というのは少しあります。事故があった場合には事故報告書というのを書いていただいて、総務課のほうに出してもらおうわけでございます。大きな事故、人身事故のような大きな事故はございません。ただ、1回、すぐ下の道路なのですけれども、チサンのほうから来る道がありますけれども、こちらから出て行って相手がノンストップで一時停止しないでぶつけられたという例があって、多少その職員はむち打ちやら腰痛やらということで通った例はございますが、それ以外の大きな事故というのは特にございません。

○松本美子委員長 村田副課長、お願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 それでは、私のほうから72ページ、73ページの法規管理事業につきましてお答えいたします。

昨年度は、25年度は電算委託の電算委託料があったけれども、今年度は、26年度はなくなってしまったという、その理由ですが、平成25年度に新システムを導入いたし

まして、今まで電算委託料でそちらのほう支出をしておりましたが、その新しいシステムにつきましては使用料及び賃借料、そちらの使用料で支出をしております。

以上です。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、公債費の関係と嵐山中央地区都市再生整備計画の関係につきましてお答えさせていただきます。

公債費につきましては、それぞれ年度年度ごとに事業において何をするかによって起債をする、しないという選択をしていただいて、昨年度、平成25年度はプライマリーバランスを守ることができました。平成26年度におきましては、いろいろ町の課題がありまして、それに対応するもの、または国の補助金が来て、25年度にすれば有利な補助金が来て、それに対応する事業をするということで応募の起債をさせていただきました。例えば、保育所の整備や防災安全交付金による公道修繕等々でございます。また、近隣市町村や整備事業者が行う、この時期にやるという事業もありました。小川赤十字病院の建て替え、または武蔵嵐山駅の庁舎の塗装とか、これは東武鉄道と一緒に橋上駅舎の修理をやるということで、この時期でないという意味がないというのもありました。だから、学校交付金につきましても交付金がつくのでできるというのもあります。そういうのにおきまして、今年度におきましては起債としては6億6,060万円の起債をして、プライマリーバランスは1,100万円ほどマイナスになりましたけれども、行わせていただくというふうに考えております。ただし、公債費につきましては今後の公債費の支出を見ながら予算編成をしておりますので、以前のように、平成19年度のように公債費が8億とか、そういうふうにならないような財政運営を心がけておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

嵐山中央地区の評価でございます。25年度に嵐山中央地区のアンケート、最終的なアンケートを行いました。800人の方にアンケートをとって、交通安全満足度というのをとったのですけれども、10.6%であったものを25%という目標を立てました。結果としまして、交通安全満足度36.6%の方が「満足している」、「やや満足している」という高い評価をいただきました。これをもちまして、かなりの中央地区の整備、道路整備等行った交通安全についてはご理解と満足度を上げさせていただいたという評価ができるかなというように考えているところです。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まず、町債の関係なのですが、事業内容は決まっていますので、いいです。この町債が、平成26年度末でまた70億になるということですよ。ですので、そうすると、昨年聞いたときには、平成30年のときには59億まで減りますよということでしたけれども、今度はどうなるのか、伺いたいと思うのですが。

それから、公債費の最高額は、これも昨年聞いているのですけれども、29年度で6億8,000万円だったと。やっぱりこれで変わるとお思いますので、そこをちょっと伺いたいと思うのですが。

それから、人事評価の件なのですが、ちょっとページが、69と課長おっしゃったのですか。そうしますと、平成26年からとおっしゃったのですか。主席以上をやるというのは。ちょっとそこ確認なのですが、そうすると、これ新年度からはより広げてやるということですよ。評価制度がまだ全て出ているわけではないということなのですけれども、目標を持ってやってもらっていると、この制度というのはそういう面では効果は上げているというふうに理解していいのか、伺いたいと思います。

それから、公用車、74、75の公用車の関係なのですが、大きな事故はなかったということで、それは大変よかったですけれども、最近、公用車にほかの自治体で車載カメラをつけるようになったというのが報道であるわけですよ。嵐山町はどういうふうにお考えなのか、伺いたいと思いますが。

それから、78、79のアンケートの件なのですが、中央地区の場合は交通安全満足度が3割以上あったということで、満足いただけたのかなということでしたけれども、そういった内容のアンケートのおかげなのですか、これは。何か問題点をまだ何うとか、そういうものはわかっているのか。まちづくりに満足いただけたということだけではなくて、生かし方を考えたアンケートのほうがさらにいいのではないかなと思いますので、ちょっとその点伺いたいと思います。

それから、平和事業は、そうですか、今後は節目の年にやっていくということで、25で切りがよかったですと。ただ、近隣、小川町や滑川町は視察まで行っているわけですので、中国とか北朝鮮とかの状況を考えると、何かこう、日本人も少し戦ってやろうかなという気持ちが、何かそういう方向に向かっているような気がするのですが、やっぱり平和事業を引き続いて進めていくことが重要ではないかなと思うのですけれども、もうちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長 お答えします。

まず、交付税の関係でございますけれども、副課長からお願いします。

人事評価の関係です。平成26年度から主席、主査以下もあわせて実施するという
ことで決めております。これにつきましては、もう研修も何回も行ってありますし、評
価者研修も行いました。職員組合とももちろん話をしておりますし、委員会の中に組
合の代表者も入っております。ということで、26年度から全職員というのですか、実
施していくということでございます。効果を上げているかということでございますけ
れども、今、25年度は課長と副課長を対象に行ったわけでございますけれども、その
中だけで言えば、この仕事に対するモチベーションでありますとかチャレンジ精神、
そういったものは少なからず上がっているのではないかというふうに思いますし、さ
らに主席、主査以下の職員がこの評価を本格的に実施するとなると、すぐこれは給与
にも直結するようなことも評価次第ではありますので、そういったインセンティブも
含まれております。一生懸命やった職員はそれなりの給与に対する見返りがあるとい
うことでございますので、そういった意味では大きな意味があるのではないかという
ふうに思っております。

それでは、公用車の車載カメラの関係でございますけれども、埼玉県内でも公用車
に取りつけたというような記事も読んだことがございます。ただ、一つ言えるのは、
先ほども申し上げましたように、それほど事故件数というのが嵐山町ございませ
ん。公用車による多少こすったとか、そういった程度のもものがほとんどで、大きな事故は
ほとんどございませぬ。これは特に、今、タクシーですか、都内のタクシーなんかは
ほとんどつけているようでございますけれども、そういった大都市圏、あるいは大き
な市、そういうところで事故が多発しているようなところには確かに必要なと思う
のですが、うちのほうの町と言うとあれですけれども、ではまだもう少し早い
かなと。今後の課題として検討はいたしますけれども、今の時点では必要はないかな
というふうには考えております。

平和事業の関係は、川口委員さんご指摘のとおりだと思いますし、私どものほうも
大事なことだというふうに考えておりますので、26年度の予算は予算をとっておりま
せんけれども、できる範囲のことをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 伊藤副課長。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 それでは、今後の公債費の見通しと、旧まちづくり交付金事業のアンケートにつきましてお答えさせていただきます。

先ほど、川口委員さんから、昨年度では平成30年度に残金、残高が59億程度に、29年度に公債費が6億8,000万程度というふうに言われましたけれども、昨年、平成25年度に補正でお願いさせていただいて防災安全交付金事業を行いまして、補修修繕等を行っておりますので、その起債を加味させていただいた結果、今後の見込みにつきましては平成30年度の公債費残高は66億円程度、また平成29年度の公債費の消化額は6億9,000万程度というふうに見込んでおります。平成29年度はそれほど、1,000万はふえますけれども、そう大きく上昇するとは考えておらないところでございます。

続きまして、中央地区のアンケートにつきましてお答えさせていただきます。先ほど、説明が不足して申しわけございませんでした。中央地区のアンケートは、交通安全対策のみではなく、道路交通の利便性の向上や、地域のイメージアップや、ふれあい交流センターが世帯間交流や文化活動を向上させる効果があったとか、防災における安心感とかいろいろな項目、計5項目のアンケートをさせていただきました。それぞれ前よりは向上しております。また、自由記述の欄も設けさせていただきました、そのアンケート結果につきましては、さまざまなお意見がございましたので、各課長様にはこういう結果がございましたというのは回覧させていただいたところで、それに基づきまして、今後何か施策を行っていただきたいというふうをお願いしたところでございます。報告の時期におきましても同様にさせていただきたいなと思います。また、アンケート結果につきましては、今国に評価結果のフォローアップのシートを提出、準備をしておりますので、その提出が終わり次第ホームページで公表していきたいなと思っています。

以上です。

○松本美子委員長 井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長 ちょっと補足で説明をさせていただきたいと思います。

公債費の関係でございますけれども、219ページ、予算書、ちょっとごらんいただければと思います。219ページが調書でございますが、合計欄、ごらんいただきたいと思います。一番右が当該年度末現在高見込み額ということで、先ほど川口委員さんがご指摘いただいたように、70億円を超えるような金額になるということでござい

す。中身をごらんいただければと思うのですが、一番上に普通債というのがございます。普通債がそのうちの32億8,550万1,000円ですということでございます。その真ん中、下のほう、その他ということで37億8,828万3,000円ございます。そのうちの主なものというのは臨時財政対策債、先ほど渋谷委員さんからご質問のありましたように、そのうちの約半分ぐらい、借金の半分ぐらいは臨時財政対策債ということで今年度に交付税措置されるものということでございます、借金は70億を超えておりますが、内容的に半分は後年度の地方交付税で措置されるものという認識をしていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにごございますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 ページ、20、21、財政を組むのに大分慎重な組み方をしているなというものがあるわけですが、このゴルフ場利用税交付金、これ同額に組んであるのですが、景気がくらくら上向いてきてゴルフ場の利用者がふえていくというふうな見方をしているのですが、25年の実績といいましようか、今まで入ってきているものというのはどういうふうにカウントして、これは策定されたのでしょうか。ふえていないというよりふえているというふうに思うのですが、現実的にはどうなのですか。

それと、76、77、財政調整基金の管理企業なのですが、財調は取り崩して予算が組まれて、2億4,200万の取り崩しがされて、積み立ては2万7,000円だということで、最終的には26年末は2億2,296万3,000円というものが出ておるのですが、聞きたいのは、それがやはり財調はできるだけまた積み増しをしながらやっていく必要があるかと思いますが、それ1点だけ申し上げておきます。

その下の減債基金積立金、これ1万2,000円なのですが、これはたしか、この減債基金積立基金は平沢土地区画整理組合からの繰り入れなのだと思うのですが、この1万2,000円しか予算組みができないという想定の中でこれは組まれたということなのでしょうか。それだけ聞いておきます。

○松本美子委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 ゴルフ場の関係でございますけれども、ゴルフ場の施設利用税、これにつきましては嵐山カントリー倶楽部、おおむらさきゴルフコース、それから武蔵松山カントリークラブ、この3つのゴルフ場から案分いただくものでございます

けれども、県からの見込みではマイナスの見込みが来ています。ただ、嵐山町では同じぐらいの見込みだということでございます。確かにご指摘いただいたように、最近では若い人のゴルファー人口というのですか、ふえているとは聞いておりますけれども、まだ極端にふえているということではないと。景気の影響もあろうかと思えますけれども、県の見込みでは多少の減、そういうことで、うちのほうは県は多少の減とっておりますけれども、嵐山町は一応同額で見込ませてもらったというものでございます。

それと、減債基金の関係でございますけれども、歳入で言うと51ページに貸付金元金償還金というところがあるのですが、この平沢の土地区画整理事業の貸付金の元金収入ということであります。本来ここで受け入れをするわけでございます。先ほど、76、77にありましたのは利子分、ここに積み立てた利子分、これを一度減債基金に積み立てた後の利子分を先ほどのところに積んでいる、そういうような状況でございますけれども、平沢につきましては平成22年度に4億円の無利子貸し付けを行いました。それで、平沢に4億円貸すに当たりまして土地区画整理組合の貸付金への貸付規則というのをつくって貸し付けをしたわけでございますが、26年度、今の状況というのが保留地の売却が今進んでいないと、保留地の売却ができない、そういうようなことで平成26年度は科目設定をさせていただいたということでございます。その規則の中に償還期限の延長というのがございまして、そのことで今、平沢土地区画整理組合と協議をさせていただいている最中ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 そうすると、減債の関係ですが、協議によってはこう繰り延べができることになっているのですか、その契約の中で。要するに協議をしてこうちょっと先延ばしをしていくという、そういう返済計画というか、の中にそういう条項が入っているのですか。

○松本美子委員長 井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長 お答えします。

その中に、先ほどちょっと申し上げた償還期限の延長というような、第12条に当たるのですが、そういった中に「償還が著しく困難であると認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができる」という一文が入っておりますので、その条文がある

ということで今協議をさせていただいているということでございます。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 そうしますと、その条項の中で年度をずっと延長したということも何か認めるようなことになりかねないと思うのですが、これ区画整理組合のこの中で申しわけないのですが、協議で何年ぐらい延ばさなければいけないのか、想定的なものが、説明が今まで何か来ているわけなのですか。

○松本美子委員長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

本来でありますと、4億円の貸し付けにつきましては平成26年度で4億円の返済をさせていただくことになっておりました。元金だけです。利息は町が払うと最初からなっておりますので、そういうような予定でございまして、今現在、約2億円、2億円の償還はさせていただいております。26年度が本当なら最終年となるわけでございますけれども、保留地の売却ができないということもございまして、平成26年度、町のほうは科目設定をさせていただいて、仮に保留地が売却できた場合には入れていただくという話し合いになろうかと思うのですが、これからの話し合いの中で、当然、町は既にこの4億円に対しての元利償還が始まっておりますので、そういったことも含めて考えながら年数等については協議をさせていただくしかないと思います。年数を余りこう延ばさないで返還してもらおうというのが最低の条件ではないかというふうには考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

清水委員。

○清水正之委員 19ページですけれども、先ほどちょっと話があったかなと思うのですけれども、いわゆる国の総体の金額は減っているのだという話だったけれども、どういう理由から減ってきているのか。

それから、次のページ、21ページですけれども、消費税の交付金、市町村の場合は0.7%のアップということなのだと思うのですけれども、3%の。この案分、国、県、市町村の案分がわかったら教えてもらいたい。

それから、同じページで、取得税についてどういう理由で総体の金額というか、それが減ってきているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、213ページなのですが、職員数が3人減額になるという形になると思うのですが、補充部分はとらなかったのかどうか、適正化目標との関係ではどうなのか、お聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 井上課長。

○井上裕美総務課長 まず、19ページの関係で、自動車の重量譲与税、それから関連すると思うのですが、自動車の取得税交付金、自動車重量譲与税につきましては、先ほどこっと申し上げましたように、新エコカー減税というのが27年の4月30日まで継続をされておりまして、そうするとハイブリッドカーが非課税であったりとか、75%の減額があったりとか、50%の減額措置がされるとか、そういったことで相対的な額が減っているのではないかと。嵐山町の実績も、平成25年度は減額が見込まれていると、そういう状況の中の200万円の減額でございます。

それから、取得税につきましては平成26年度の税制改正で税率の引き下げというのが行われるということで、個人については100分の5から100分の3、それから営業車や軽ですか、これは100分の3から100分の2だったと思うのですが、そういった影響を受けているということは逆に思います。消費税については、消費税ですよ。消費税の内訳については、伊藤のほうからお答えをさせていただきます。

213ページの職員数の関係でございますけれども、昨年比マイナス3人ということでございます。退職者の補充はしなかったのかというようなご質問でございますが、一般職だけで言えばプラス・マイナス・ゼロという形になります。比較、マイナス3になっておりますのは公務員さん、それから学校の公務員さんが2人、それからふれあいセンターの用務員さんが1人、3人、この減につきましては、今のところ、平成26年度については再任用職員として採用してまいりたいという、本人たちもご希望されておりますので、してまいりたいというふうに思っているところです。ですから、最終的な一般職員の数、一般職については5人の方が、定年退職が2人、早期退職される方が3人、5人の方がおやめになるわけでございますけれども、5人の採用はいたしました。定員適正化計画は平成22年度一度終了はしておりますが、職員の採用計画というのはつくっておりまして、それに基づいて最終的にはだんだんもう少し少なくするわけでございますけれども、影響がないようなことを考えながらやってまいりたいというふうに思っております。ただ、来年度職員数としては減はないのですが、小川地区の衛生組合に1人派遣になります。それから、彩の国さいたま広域連合、人

づくり広域連合ですね、そちらのほうにも1人派遣をします。そういうような状況があって、最終的な、今いる状況の中で職員数は若干減があるということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎総務課財政契約担当副課長 では、消費税の内訳というか、内訳の割合につきましてお答えさせていただきます。

現行5%の消費税が8%に上がる分につきまして、3%が増加になります。そのうち国が2.3%を取りまして、残りの0.7%が地方交付税交付金になります。その国の2.3%のうち0.22%が地方交付税の原資となりますので、地方には合計0.92%が来るのかなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。そのほかにごございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時38分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

河井委員。

○河井勝久委員 何点か質問させていただきます。

ページは78、79ページです。6目の広域路線バスの関係なのですが、消費税が4月から増税されるわけでありまして、これによってバス料金が多分変わってくるのかなというふうに思っているのですが、その関係については嵐山町にとってどのような対応を図っていくのか、それからできましたら区間料金だとか、それから初乗り料金がどういうふうになるのか、それによって、この関係で場合によっては負担金なり補助金がふえてくるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、子育て世帯の関係の転入者奨励事業なのですけれども、パンフレットの作成という形が出ておりますけれども、どのくらいの部数のパンフレットをどのような内容でつくるのかどうか、これについては転入してくる人にこの内容についてのお知らせのパンフレットなのか、あるいは既にいる方に渡すパンフレットなのか、その内容についてお聞きしておきたいと思えます。

それから、次のページの関係で、自治基本条例の制定事業、これについて始まるわけでありましてけれども、委員の報酬の関係で委員会構成、どのような形になるのか。あるいは、人数と、それから男女別の割合はどういうふうを考えているのか、お聞きしたいと思います。

それから、97ページです。国勢調査のある年にこのさまざまな統計事業が始まるわけでありましてけれども、とりわけ7項にわたってここに指定統計調査の数字が出てくるわけでありまして、項目が出ていますけれども、おおよそ携わる人員はどのくらいになるのでしょうか。それから、これまで5年に1回この調査というのはされてきたわけでありまして、この調査結果、あるいはその参考内容について嵐山町、どういう形で採用されてきたのか、その調査結果が嵐山町にとってどういう、総合振興計画だとか何とか、そういう形ではある程度人口割合や何とか出てくるのだと思うのですけれども、どのような形でこれが利用されてきたのかどうか、それからこの調査結果は国や県からいつごろ嵐山町に報告がされてくるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、広域路線バスの消費税の影響ということでございますが、まだイーグルバスのほうから、料金の改定をする、しないということについての話がございません。そういったことで、消費税の値上げに伴って料金改定はされるかというのは、ちょっと町のほうには協議といいたいでしょうか、検討結果というか、それが伝わっておりませんので、その点は申しわけございませんが、まだ現在ではわからないということでございます。ただ、仮にそれが上がったときに町の負担金等の影響はどうなるかということでございます。このイーグルバスとの協定の中では、いわゆる赤字部分、その部分を町が負担をするということになっておりますので、一つの影響として考えられます

のは、委員さんが一番ご心配されている、料金が改定されて高くなった場合、利用者が減少するのではないかということだと思うのですけれども、そういった場合に負担がふえるということは考えられるのかなと。そういうことのないように、ぜひイーグルバスのほうにも、その料金改定含めて利用者の便に有益のような形で町もお願いをしてみたいというふうには考えております。

それから、続きまして、子育て世帯のパンフレットの内容でございます。子育て世帯の転入奨励事業、今回初めて行うわけですが、これに伴いましてパンフレットの作成事業を載せさせていただきました。まず、部数につきましては、今は1,000部をつくりたいということで予算を計上させていただいております。このパンフレットにつきましては、今の見積もり段階ではA1判という大きなものですが、それを折り畳んだ形の両面印刷で1,000部をつくるということで考えております。これは、転入してくる、この奨励金の対象になる世帯ということだけではなくて、要は嵐山町はこういった町でありますよということを、例えば子育て部門、あるいは病院等の施設、そういったものをいわゆる町外の皆さんに見ていただいて、嵐山町を知っていただくためのPR、そういったもののパンフレットをつくりたいということでございませう。もちろん、子育て世帯等の奨励金の対象になる方々には見ていただきたいわけですが、それ以外の方たちにも広く嵐山町を一つの選定、住む場所として選定していただける、その参考となるような、そういったパンフレットをつくりたいということに考えております。

続きまして、自治基本条例の基本的な考え方でございませう。自治基本条例につきましては今回、委員報償を載せさせていただきました。これは15人分ということで、一応人数はその予定で報償を載せさせていただきました。会議回数については、報償でございませうので、2回以上になりますと9,000円ということで、9,000円の15人分。会議回数2回以上を一応想定をしているということでございませう。委員さんのお尋ねの男女別、あるいは委員の構成、こちらにつきましては今後自治基本条例については、まず庁内部会、庁内で検討委員会をつくりまして、この委員構成はどのような委員構成にしたらいいのか、他の先行事例等もありますので、そういった中でももちろん公募も含めて男女別の人数、あるいはそういったものをまず庁内部会で検討させていただいて、そしてまず委員さんの要項をつくって、公募を含めた募集選定を行わせていただきたいというふうには考えております。今の段階では、この15人という人数を他で先

行して自治基本条例をつくられたところ、大体、市で多いところで、さいたま市なんかで当初は20人です。それ以外の町あるいは市クラスでは、大体10人から15人という議員構成が多いようでございます。これを一つの参考として予算上は15人ということで検討させていただいておりますので、まだ委員構成等についても今後庁内部会で検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、国勢調査等の内容につきましては、内田副課長のほうからお答えさせていただきます。

○松本美子委員長 内田副課長、お願いします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、私のほうから、指定統計調査員の説明欄にあります7つの統計調査の関係、携わる人員ということで、まずこちらの7つの調査のうち、調査員さんが調査を行う調査は、1の工業統計調査事業、こちらが調査員さんが3名でございます。それから、5の経済センサス基礎調査及び商業統計調査事業、こちらが調査員さん12名を予定しております。そして、7の農林業センサス統計調査事業、こちらのほうが調査員さん38名を予定しております。他の調査につきましては、職員のほうが内部的に処理を行う調査でございます、調査員さんが携わるというものではございません。

それから、統計調査の結果に対する対応といいますか、どのように生かしているかというようなことについてでございますけれども、まず国で行う調査、国の施策を行う上での基礎資料を把握するとして、把握するための調査ということでございます。まずは、国で活用ということ。そして、町での活用ということにつきましては、個別具体的な施策、検討する上で当然こういった調査結果が出ているものについては活用していくということでございまして、現時点、具体的に何に活用ということはなかなかお答えすることが難しいのですけれども、活用できる統計結果につきましては活用していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、調査の結果がいつごろ出のかということでございますけれども、これも調査の規模等によって調査結果が出る時期というのはさまざまでございます。一番大きな国勢調査等につきましては数年かかると、集計結果が出た順に結果を出しているというような形になっておりますので、ちょっと個別に、具体的にいつごろ出るというのは現在資料、手元に持っておりませんので、お答えできないのですけれども、順次公表されるというような形で今現在もなっております。

よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 とりわけ、こういう広域路線バスの関係については、先ほど利用者が減ってくると町の負担がふえてくる可能性はあるということですが、そういう形では、乗降客が減るといふふうに考えられるのか考えられないのか、ちょっとその辺は上がってみないとわからないのですけれども、そういうことにならないような形で、町はこれから対応していかなければならぬだろうと思うのですけれども、ぜひその辺のことも、イーグルバスと十分、料金の問題なんかも含めて協議していただければなというふうに思っておりますけれども、これ答弁については結構です。

それから、パンフレットの関係ですが、転入、嵐山町に転入してくる方に対する、この嵐山町はこういうふうに行っているのだよという形の宣伝活動に使われるという形で、1,000部というのをどのような形で配布したり掲示したりしているのか。これは、相当大きな形でやらないと大変だろうなと思っているのです。単なる公民館だとか、あるいは公共施設に張りますでは、ちょっとそれを見た人たちが嵐山町に住みたい、転入していこう、あるいは子育てのためにこうしていこうという形にはなかなかこたえないのではないかなというふうに思っているのですけれども。あるいは、ホームページやなんかは、今若い人たちがかなり見て、どこの子育てがどうなっているかというのを調べて移り住んでくるという人もいるらしいですよ。そういうものを考えると、この問題についても十分検討しなければならないと思うのですけれども、どこのところでどういう形で掲示したり配布したりしているのか、そのところをもう一度お聞きしておきたいと思います。

それから、国勢調査等のさまざまなものを含めて、この調査なのですけれども、携わる人の数というのはそれぞれあったのですけれども、職員の対応の形で、例えば携わった人たちがこのために相当ほかの、他の仕事内容に支障が出るのかどうか、そのところをお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長、お願いします。

○中嶋秀雄地域支援課長 パンフレットの配布先についてお答えをさせていただきます。

まず、パンフレットの配布目的というのは、先ほど申しあげましたように、町外の方に見ていただく、そして嵐山町を知っていただくということでございまして、今具

体的に、今考えておりますのは、一つは例えばバーベキュー場に来ていただいたお客さんに見ていただく方法、それからまだこれは実施の段階ではございませんけれども、検討段階では、例えばホンダの社員食堂に置いていただいて、ホンダの社員の方に見ていただくとか、あるいは駅のところにも置いていただくとか、いわゆる町外、町内の公共施設ということを中心ではなくて、町外からいらっしゃる方たちに見ていただくような場所、それともう一つは、今後の機構の中でのお話でございませけれども、4月以降、そういった転入の相談窓口、そういったものが設けられるということも一つ想定されます。そういった中では、そういう担当者が相談者にこういうものを持って相談に当たるとか、いろんなパターンがあると思いますけれども、とにかく町外の方に見ていただくような、そういった場所に置いて、積極的に配布をしていくということでは基本的には考えております。

○松本美子委員長 内田副課長、お願いします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 統計調査に従事される方、仕事等に調査員として活動する上で、仕事等に支障が出るかどうかというようなことでございますけれども、工業統計調査と経済センサス基礎調査及び商業統計調査事業、こちらの調査員さんにつきましては、町に登録されている登録調査員の方に調査に当たっていただく予定でございます。当然、仕事といたしますか、調査員だけをやっている方だけではございませんで、ただ統計調査の際には協力いただけるという形で登録いただいている方でございますので、その辺につきましては調整して当たっていただけるというふうに考えております。また、農林業センサスの統計調査事業、こちらの統計調査員38名につきましては、登録調査員さんではなく、農業に関係する方に調査員になっていただくか、もしくは地域の方という形で、これからお願いしていくわけなのですけれども、仕事等の都合で受けていただけないという場合も当然考えられると思います。その辺は、お願いする段階でそういった状況も確認させていただきながら、調査員のほうをお願いしていくという形で考えております。

○松本美子委員長 河井委員。

○河井勝久委員 役場職員が統計の関係でどのくらいかかわっていくのかどうか、その人数なんかはどうなっているのでしょうか。それによっては、仕事の内容に支障が出るのかどうか、そこら辺をお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 内田副課長、お願いします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 実際、役場の職員がかかわってくるといいますと、準備段階、それから調査を行う前の調査員さんに対する説明会、それから実際に調査を行う、そういう問い合わせとか対応、そして調査票が集まってくる、内容の確認作業、この内容の確認作業というのが非常に膨大な時間を要するわけで、当然未記入の部分ですとか、記載内容がちょっと間違っているといいますか、記載欄が違っているとか、その辺の確認作業を行って問い合わせを行わせていただいたり、そういった作業に担当課、地域支援課の職員が当たるわけです。そちらのほうの時間が非常に膨大な時間がかかるわけなので、当然そういった確認作業をやる際には、その期間、調査の期間は1部屋、鍵のかかる部屋を確保してその部屋にこもって作業をするというような形で対応するというような状況になっておりまして、実際、地域支援課の職員、およそ3名から4名が常時ではないですけれども、統計、その期間当たっていくというような形で、これは大きな統計ですけれども、農林業センサス、大きな、こういった大きな統計の場合にはそういう形でやっております。また、小さなといいますか、毎年行っている工業統計調査、こちらにつきましては専属1名の職員が確認作業等当たると、補助で1名つくというような形の進め方を行っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

それでは、途中でございますけれども、ここで休憩に入らせていただきます。再開につきましては、1時30分からとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時27分

○松本美子委員長 皆様おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

長島さんのほうから、順次になってくるかなと思うのですけれども。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、2点ほど、簡単なことですが、2点ほどお聞きします。

最初に、73ページの広聴事業というので委員報酬が出ています。その中の内容とし

まして、ちょっと考えられるのは、町政モニター制度があります。そのほかに、メールとかそういうことは委員とは関係ないと思うのですが、町政懇談会というものもありますが、主には町政モニターの委員報酬ではないかというふうに思うのですが、活動的には成果的なものを聞いておきたいと思います。

それと、2点目は、85ページの駐輪場の関係なのですが、一番下ですが、駅東側の駐輪場ということで載っています。ほとんどが土地の借上料ということでございますけれども、たまたま私たちが議会で議会だよりを作成しているわけですが、そのときに外へ写真撮りに行くのですよ。そのとき腕章をつけていくわけですよ。そして、その撮ったときに畠山さんも大野さんもいらっしゃいましたが、「駐輪場の管理は、どのようにやっているのですか」と、「議会って書いてありましたから、どういうふうにやっているのか」と私も尋ねられて、いわゆる放置自転車も非常に多いのだというようなことを、そこの駅の上のエレベーターから上を委託されている方がそのようなことをおっしゃってくれたわけなのです。また、それから自分なりに調べてみたのですが、はっきりはその場所に行っても、そんなに昼間の状態の限りでは、夜行ってみるとどのくらい残っているのだとか、そういうことはわからないので、そこの管理をどのようにしているのか、管理業務ということなのでちょっと教えていただければと思います。この2点だけお聞きします。

○松本美子委員長 答弁をお願いします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、広聴事業でございます。委員さんご指摘のとおりでございます。こちらについては町政モニターの委員報酬を上げさせていただいております。町政モニターの方につきましては、年に2回会議を行っております。そのほかにも、随時モニターさんのご意見といたしましうか、そういったものを上げていただくような形になっております。年2回の会議につきましては、その都度町からテーマを上げるのではなくて、議員さんのほうからこういったことについてモニターとして意見交換、あるいは町の考え方を伺いたいという形の中で、議題も提案していただきまして、その議題がなぜその議題を提案したのか、モニターさんからまずご意見を言っていただいて、それについて町の考え方、あるいは委員さん同士での考え方、そういったものを協議をさせていただいております。それを意見のなかったものについては当然町のほうにも挙げ

させていただいて対応をさせていただいているといいましょうか、参考にさせていただいているというような活動を行っております。

続きまして、駐輪場の管理の関係でございます。駐輪場の管理につきましては、基本的には今放置自転車というお話もございました。放置自転車対策といたしましては、地域支援課のほうで年で1回ないし2回必要に応じてといいましょうか、1回か2回は最低やっているのですけれども、見回りに行きまして、そして放置自転車と思われるものについては、1カ月以内にこれが撤去されない場合は町のほうで撤収をしますという通知を出しまして、2週間程度置いてそのラベルが剥がされていないものについては、町のほうで引き上げてもらいます。ナンバーがあるもの、登録ナンバーがあるものについては、その登録ナンバーを調べまして警察に照会をかけさせていただきます。その住所といいましょうか、連絡先がわかったものについては町のほうでお預かりしていますと、いつまでにとりにおいでくださいという形で通知を出させていただいて、もちろんとりに来ていただいた方にはそれをお返ししますし、それでもとりに来られない場合には廃棄処分をしているというような管理をしているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、広聴事業のほうだけちょっとさらにお聞きしたいのですが、こちらから、委員の中からテーマを上げてというのはかなりいい方法ではないかなというふうに思うのですが、こちらの町のほうからこういうものが懸案になっているとか、そういうものについて、こういうものについてはどう思いますかという、そういうふうな、会議でもそういう話が出てもよろしいでしょうし、文書でアンケートをお願いします、そのようなものはやっていますか。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今、原則的にモニターさんのほうから上げていただくというお話をしましたけれども、町のほうから、今委員おっしゃられたように、例えば今までに幾つかテーマで上げさせていただいたものは、いわゆる広報のあり方、広報の内容ですとか、そういったものについてのご意見を伺ったこともございます。また、東日本大震災がありました、あの後には防災対策、その辺についての考え方を聞きしたこともございます。そういったことで、こちらからテーマを上げて、こういったも

のについてはぜひご意見をいただきたいというものについては、こちらから1点ないし2点上げさせていただいて、それ以外は基本的には皆さんから上げさせていただいているという形でございます。

○松本美子委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 やはり一つのまちづくりということになると、住民の方からこういうものが逆にありますよというのを言う機会があるというのは非常にいいモニター制度だというふうに思うのです。ですけれども、逆にこちらからこういうものについて皆さんどう思うかというときは、商工活動等によってそういう意味では重要なことだと思うので、モニターさんもある程度になったら、これは任期というのは何年か、2年に1遍かあるのでしょうかけれども、入れかえていただいているような意見が入ってくるようにしていただければなというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

大野委員。

○大野敏行委員 私は、1点だけをお尋ねしたいと思います。

防災訓練事業、164、165ページにまたがってございます。この対象地区を志賀、むさし台ということで、今期新規として防災意識の高揚を図るために防災訓練を行うということで計画されております。その計画内容がどんな内容で、いつごろで、対象とされる層はどの辺のところを狙った訓練をされようとしているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長、お願いします。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

この防災訓練については、総合防災訓練、町では今2年に1回行うということに基本的には考えております。26年度が2年目、前年度に南部地区に対して海洋センターで行いました。今年については、対象地区を一応志賀、むさし台ということで、会場についてはこの役場庁舎を中心に行っていきたいというふうに考えております。

しかしながら、その内容についてはまだ具体的には決まっておりません。今回の一般質問の中でも、ご質問いただきましたように、例えば中学生やそういう若い人たちの参加、もしくはファミリーでの参加、そういったことも含めて、どのような形で防災訓練を実施すればそういう方たちに参加をしていただけるのか、あるいはそういった

たところで活動をいただけるのか、そういったことも含めて、今後具体的には嵐山分署と詰めながら内容を詰めていきたいというふうに考えております。ですから、具体的な内容としてはまだ具体的には決まっておられません。時期的には、9月の末ぐらいを一つのめどとして費用設定していければいいかなというような段階でございます。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 この地域の中で、志賀2区の地域に関しましては独居老人が結構多く住んでいらっしゃるしまして、実際に災害が起きたときにその老人の方々をどう対処していけばいいのかということも大きな問題になってくるかなというふうに思います。また、むさし台地域なんかでも、夏のお祭りを見てもみると、大人と子供が一体となってされております。ぜひ今課長が申されたように、子供たちも含んだ防災訓練、そして老人に対してどのような気遣いをしながらその人たちをどうしたらいいかということ、これから区長さんや民生委員さんやなんかと相談しながら決めていくと思うのですが、ぜひそこらのところも勘案していただいて、よりやってよかったなと、ためになるなという防災訓練をしていただければというふうに思います。回答いいです。

○松本美子委員長 はい。ほかにございますか。

森委員、どうぞ。

○森 一人委員 1点ほどお伺いいたします。

ページ72、73の広報紙発行业務ですが、19万2,000円と増額になっておりまして、前年度がページ数をふやすということで増額だったと思いますが、今回はこういった理由で増額なのか伺います。

○松本美子委員長 内田副課長、お願いします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 広報紙発行业務の増額分ということでご質問ですが、消費税の税率の改正に伴いましての増ということでございます。

○松本美子委員長 森委員。

○森 一人委員 全て消費税分の増額ということなのかと、あと広報、表紙がカラーとかなっていたので、カラー化に対してのあれだったなと思ったのですが、お願いします。

○松本美子委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 すみません。全てが消費税というのではなく、単価も若干ですが、契約の実績で上がっている部分も含めてということで、申しわけございません。説明が足りませんでした。

それから、カラーの表紙につきましては、例えば今年の3月号、こちらのほうは観光協会のほうからその費用を出していただきますので、そちらの費用につきましては町の負担ではないということになっております。当然カラーで町でやる場合には、通常分の費用がかかってくるわけですけれども、現在のところ特にカラーでやる予定はございません。

○森 一人委員 はい、わかりました。

○松本美子委員長 はい。ほかに。

では、吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 2点ほどお願いします。81ページ、自治振興費の中の16番で原材料ですか、160万円、これは花いっぱい運動だと思うのですけれども、年2回植栽されていますけれども、この鉢の数と、163ページ、消防施設整備管理事業の中で土地の借用書ですか、57万円、消防団の車庫だと思うのですけれども、面積と金額、以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 まず、花いっぱいの苗、ポット数でございます。25年度、本年度の実績でお答えさせていただきますと、6月が1万7,525株です。それから、11月が1万5,765株という実績でございます。

それから、土地の借上料、面積ということで、内訳でございますが、1分団2部の車庫599平米、それから1分団3部の車庫、こちらのほうが204平米、同じく1分団3部のこちら駐車場でございます、150平米。そして、2分団1部の車庫482平米、それから2分団2部の車庫、こちらが330平米、そして最後が2分団2部の駐車場です、189平米という内訳になっております。

すみません、金額をとということで、失礼しました。順番、最初から申し上げます。1分団2部の車庫が22万2,230円でございます。それから、1分団3部の車庫、204平米が5万8,140円です。それから、1分団3部の駐車場、こちらが3万8,400円です。そして、2分団1部の車庫、こちらが12万2,980円です。そして、2分団2部の車庫、こちらが8万1,180円です。最後の2分団2部の駐車場、こちらが4万6,490円という

借上料になっております。よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 では、再質問させていただきたいと思います。

花いっぱいの問題なのですけれども、かなりの数がここに入っているわけなのですけれども、私が見た目で非常に苗が小さいわけです。苗が小さいということは根が張っていないわけなのですけれども、6月時分という、よく田植えなんかやっている、水不足だ、水不足だと、こうに言われますけれども、本当に雨が降らないわけなのですよ。そのときに、小さい苗で小さい根で植えても、本当に草に負けたり枯れる、だから枯れる木も出てくると思うのですけれども、だったら数を半分にしまして、もっとでかいものをここに入れたほうが管理も楽だし、いいのではないかなと提案します。どうかなと思ひ、ご意見をお伺いします。

また、消防車庫の問題なのですけれども、ちょっと調べましたら、18年ですか、の予算で見ると57万4,000円、また次の19年度で見たら57万、だから全体で57万、今年も変わっていないわけですね。建物なんかでは、固定資産税の評価というので3年に1遍は見直しされております。ただ、今まで土地も見直されているのかなと思ひましたけれども、そういうこっちのほうはどうなっているかなと思ひ、その2点よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えいたします。

まず花いっぱいの苗の関係ですけれども、確かに大変小さいときがございました。原材料の苗の把握については、実際にその地域とのやり方では、今古里のほうでは苗ではなくて、肥料と種とそういったものでつくっていただいているという形態をとっているところもございます。この花いっぱい運動の苗の今の株数も含めて、これについては今後また地域の皆さんともどのような形でやっていったらいいか、その辺も考えさせていただきたい。委員さんのご質問の趣旨については、検討させていただければというふうに考えております。

それから、土地の賃借料でございますが、土地の賃借料については、町のほうでも3年に1回ですか、そういった評価というか、それも参考にしながらその値段については比較はいたしております。その結果なのですけれども、なかなか土地の値段も評価額が上がらないという中で、同じ金額でずっと据え置いて契約をさせていただいて

いるという実態がございまして、決して全然見直していないということではございません。よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 花いっぱいの関係なのですけれども、見直してくれるということなのですけれども、今農産物直売所では花卉グループとありましたが、80人ぐらいここにもうつくっている人がおるそうです。かなりものもいいのができていると思いますけれども、そういうところも、やはり今までは市場から買って出していたのだと思うのですけれども、そうではなく、やっぱり嵐山町でつくったものを嵐山町に植栽する、そのほうがやっぱり生産者も張り合いがあるし、そうにしていってもらえればいかなと思って、それは強い要望でお願いします。

また、消防車庫の関係なのですけれども、今杉山城あたりもどこか大平山山頂公園ですか、それも町の関係で公有地化に向けて進んでおります。だから、本当にここに毎年毎年借地でもう払うのではなく、本当に公有地化に、町の考えとしてやっていくべきだと思うのですけれども、町の考えをちょっと、すみません、お聞かせください。

○松本美子委員長 町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 公有地の関係ですけれども、これから長期に借りていくであろうと見られているもの、この前も話出ました運動公園ですとか、そのほか山、いろんなところがあるわけですけれども、できるだけこれから長く町のほうでお借りをしているものを使っていきたいということである部分については、公有地化を図っていきたいという原則的な考えのもとに進んでいますけれども、それがなかなかすっぱりいかない事情がありまして、買えるところから順次という形をとらせていただいている、そんな状況でございまして。借地を場所によっては長期にわたりますので、その分でも買ってしまったのではないかなというご指摘をよくいただいたりするところもあるものですから、できるだけ早く公有地化を図りたいという大原則はそんな形で進めさせていただいていると、そういうことだと思います。

○松本美子委員長 会議の途中ですけれども、先ほど申し上げました、はしご車の関係が来ておりますので、ここで暫時休憩をさせていただき、庁舎の西側のほうへ、すみません、お願いいたします。

休 憩 午後 1時48分

再 開 午後 2時31分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、委員の皆様申し上げます。

大野委員でございますけれども、所用がございまして退席をされておりますので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員は11名です。よろしくお願いいたします。

では、質疑のある方は、どうぞお願いいたします。引き続き。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 4点ございます。71ページの5,588万8,000円の電算委託料なのですが、クラウド化にして幾らか金額が下がると思っていたのですが、今回これだけの金額が出ておりますので、どういう内容なのかお伺いをしたいと思います。

それと、79ページの先ほどの子育て世帯等転入奨励金、こちらのパンフレットのほうの作成の内容を先ほどお伺いして内容はわかりました。こちら要望がございまして、ぜひとも池袋駅まで9駅54分で行けるという内容をぜひ掲載をしていただきたいと思います。いまして要望をさせていただきます。

それと、81ページの、こちらは地区集会所等補助金の補助箇所で菅谷9区備品等とあるのですが、こちらはどのような内容のものをお買い求めになるのかお伺いをしたいと思います。

それと、先ほど85ページの駐輪場の関係ですけれども、賃借料が104万5,000円にプラスこの消耗品の1,000円というのは何に使うのか、教えていただきたいと思います。

以上、4点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 電算の委託料については、副課長からお話をさせていただきます。

子育て世帯のパンフレットについてのご要望でございます。池袋から嵐山町までの時間、これの記載については承りました。検討させていただきます。

それから、地区集会所の菅谷9区の集会所の備品でございます。こちらについては、机、それから椅子、これが相当全て傷んでいるということで、その辺の備品購入についてご要望がございます。

それから、駐輪場のこの消耗品については、土地の賃貸借の契約書に添付いたします収入印紙を買わせていただくということでございます。

○松本美子委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、私のほうから住民税情報システムの運用管理事業の電算委託料についてご説明させていただきます。

今年度の電算委託料5,588万8,000円ということで、昨年度3,070万8,000円と、2,518万円増額しております。そちらにつきましては、共同化に伴いまして平成25年度中、各課で予算計上しておりました基本処理料、それから帳票の印刷代等、こういったものが1,600万円ほどこちらでまとめて予算計上させていただいているもの、そういった増額分でございます。

さらに、拡大分としまして、こちらの予算書のほうにも記載させていただいています個人番号制度の移行に伴うシステムの設計ですとか改修、そういったもの、それから子ども・子育て支援システム、こういったものをこれから整備してまいりますけれども、そちらのほうの保守料、それからこちらは、もう一つは年金生活者支援給付金制度移行に伴うシステム改修ということで、これは法改正に伴う、こういったものが拡大分として影響しておりまして2,518万円の増額という形になっているものでございます。

○松本美子委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 今の電算の委託料なのですけども、では今回拡大分が4項目程度ありまして、1,600万円今回は図っているというお話でしたけれども、今後、また来年度とかその先はどのような金額がかかるのか、今わかりでしょうか。拡大分以外の部分で、今後電算委託料としてクラウド化したことでまだかかる金額というのは今後まだあるのでしょうか。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今後の関係につきましては、クラウド化に伴って、25年度はデータ等の切り替えのシステムのデータの移行料だとか、そういったものが一時的にかかりました。ただ、今年度で、25年度の10月で切り替えを終わりますので、使用料ですとかそういったものについては今後は平均的になってくるということで、今回のような形で拡大分として個人番号制度のシステムの改修ですとか、そういった法に基づいてシステム改修を行っていくような場合については、その経費がその年度年度でか

かってくるということは考えられますが、それ以外については平準化されていくという形になると思います。

○松本美子委員長 いいですか。ほかにございますか。

渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員 79ページのホームページのリニューアル事業だと思うのだけれども、ホームページ運用管理事業、5ですね、これなのですけれども、今までの話ですと各課がそれを上げていくようになったということなのですが、スマートフォンなどの対応というのはどうなってくるのかなというのが1点なのですけれども、これは前回ちょっとドクターと話をしたことがあって、嵐山町の救急とか当番医のほうにアクセスするのに4回かかるということなのです、4回。そして、しかもそれがエクセルだったり、子育て支援のほうはPDFになっていたり、エクセルであったりするわけです。各課によってそうなのかなと思うのですけれども、そうすると、私はパソコンなので全然気にならなかったのですけれども、スマホだと見られないのですよね。という状況があって、緊急事態に対応できないので、こういったホームページ運用管理事業の中で住民の方からどの点が一番必要かということを一度情報収集してみて、必要な情報はすぐに一回でクリックして飛べるようにしておかないとまずいかなと思うのですけれども、そのような管理運営の仕方に変えることができるかどうか。休日当番医とかもそうなのだけれども、それがすごくあるようなので、その点についてちょっと管理運用の、これ各課がやっていくということで聞いているのですけれども、各課ではなくて一遍、全てのところで1回で行ける、あるいは2回で行ける、そしてPDFでは見られないものが多いですから、そういった部分を検討していくべきだと思うのですが、その点について伺います。

それから、その上になるのかな、3番ですけれども、男女共同参画推進事業ですけれども、これについては研修費の助成金5万円がアップされていて積極的な広報活動ということになっていますが、どのような形に研修をしていって、積極的な広報活動とは何を指すのか、これでウーマノミクスが進んでいくという形になっていくのかなというのは、ちょっと考えられないのですけれども、伺いたいと思います。

それから、先ほどの同じく9番になっていくのですけれども、子育て世帯転入奨励金1,000万円ですけれども、これ大体どのくらいを予定して1,000万円という数字を上げてきたのか。私、ときがわ町での行っているのをホームページで見てきたのですけ

れども、空き家バンクと一緒にありますよね。そういった形だと、空き家バンクだと、例えば今ときがわ町にいる人たちもそこに住んでいくという形の、5年間は永住していくという形があるのだけれども、その部分、嵐山の場合はどのように考えていくのか。人を外に出さないという視点がどの程度あるのか、その点伺いたいし、ほかの市町村で、行田と長瀬ですか、やっていた効果というのをどのように捉えてここに入れたのか伺いたいと思います。

80ページの自治基本条例制定になりますけれども、これ先ほど伺ったわけなのですが、庁内部会で発足して、そして職員研修をしてからという形なのですから、というやり方をなさっていくということなのですが、町民とゼロからスタートしていくという形はなかなか考えられないのか、そして2年後ぐらいに自治基本条例制定になるのだと思うのですけれども、それまでについて行政の準備が最初で、町民と一緒に最初からやっていくという形が、私は自治基本条例制定の場合は必要かなと思っているのですけれども、最初に行政が準備してということですよ。そうではない形がとれるのかどうか、大体さいたま市とかが20人とか大きな市町村でという形ですけれども、100人委員会を初めからやっていくとか、そういうふうな形もあるのかなと思うのですけれども、そういった検討はされなかったのかどうか伺いたいと思います。

それから、163ページになります。自主防災組織育成事業というので39万円というふうになっていますけれども、今回の雪害の問題で、私は防災倉庫では多分、実際に災害が起きたときに距離的に難しい問題があるかなと思ひまして、ごみ集積所の一部かなんかにスコップとバールを置くとか、そういった体制をつくっていかないと、特に住宅地の場合は難しいのではないかと。実際に持っていらっしゃる、そのようなスコップとバールというものを持っていらっしゃらない方のほうが多いかと思ひまして、そういったものも考えていくべき時期に来たのかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 ホームページについては、内田副課長から答えさせていただきます。

まず男女共同参画の支援、補助金、5万円のこれ内容なのですけども、実は男女共同参画の町の計画、これに基づいて推進、委員会を検証という形で毎年開かせていただいております。25年度についても24年度からスタートして1年たち、それについての基本推進計画に定められた中身について、各課での取り組み、そういったものも含めて検証して、委員会で検証していただきました。その中で幾つかご意見をいただきまして、それをさらに進めていくためには、例えば今回の補助金については、嵐山町には国立の女性会館という非常に大変誇るべき施設がございます。この中で、男女共同参画のリーダー研修ですとか、そういったものが開催されております。そういったところへ町民の方が参加する場合に、そういった参加費、そういったものを町として補助をする、そういった中でリーダーの養成を図っていく。要するに町の職員だけがそこに参加するというのではなくて、地域の町民の中からそういったものに興味を持っていただいて、そしてリーダー研修にも参加していただくという取り組み、こういうものも必要ではないかと。そのためには、やはり女性会館で開かれる講座ですとか研修会、こういったものを広く町民の方にも周知をして、ぜひそういった研修会に参加していただきたいという中の取り組みで参加費等を補助するという意味でのこの補助金の交付要綱、これをつくってまずはやらせていただくということで予算計上をさせていただいたものでございます。

続きまして、自治基本条例の制定の考え方でございます、委員さんにはお話をいただきましたように、この自治基本条例につきましては27年度、要するに26年度に結果があって27年度、2年ぐらいをかけて十分にご審議をいただきながら、また町民参加の方法、そういったものを考えながら取り組んでいきたいというものでございます。

先ほど庁内部会をつくってと申し上げましたのは、その委員会等の選定といいましょうか、委員会、こういった方たちをどうだろうかということ、まずは庁内でも職員自体の、私も含めてなのですが、いろんな先進地の事例もありますし、取り組み方法があります。それから、今委員さんおっしゃられましたような100人委員会をつくったり、あるいは各地域で町政懇談会を行って意見を聴取する、あるいはアンケート調査を行うというような町民参加にどのような形でしていただくのがいいのか、まずその検討をこの検討委員会でしていただくというようなことを考えております。あくまでも庁内部会で検討いたしますのは、委員の選考であるとか、そういったものを検討していただいて、そして委員会の中で今後のプロセスといいましょうか、町民参加

のプロセスも検討していただいて、アンケート調査、あるいは地域での懇談会、そういった方法をそこも検討していただければなというふうに考えております。ですから、26年度については、そういった調査方法ですとかそのプロセスをまずは検討していただく。そして、27年度にかけて、それを実施しながら最終論をまとめていくというように考えていただければというふうに考えているところでございます。

それから、失礼しました。ちょっと抜かしてしましまして、子育て世帯の転入奨励事業についての1,000万円の考え方でございます。こちらについては、議会の基本条例に基づく政策のところでもちょっと申し上げましたが、対象については町外から嵐山町に転入される世帯、こういった方々を対象にして、新築については20万円、そして中古物件の購入については10万円、これを基本として、さらに中学生以下のお子さん、1人当たりについて5万円を加算して奨励金としてお渡しをするということでございます。この1,000万円の基礎でございますが、平成24年度に嵐山町に建築確認申請を行った世帯数、それが全部で24年度では88世帯、88戸ございました。25年度になりますともっとふえておりまして、年の集計はまだできていませんが、130世帯を超えるような一応建築の確認申請が出ております。そういったことを基準にして、消費税が上がるということもありまして、25年度は建築が急がれたというそういうものを差し引いて、対象の世帯を考えますと、子育て世帯、要するに中学生以下の子供がいる世帯、もう一つは一応若者世帯という考え方で、夫婦のどちらかが40歳以下の世帯というふうに対象を絞っております。そうしますと、24年度の建築確認がなされたその年代別にとってみました。そうしますと、大体50代ぐらいまでの方、55歳ぐらいまでの方で建築確認を出している戸数が55戸でございました。そういったことをベースにして、大体20万円の基本額でいけば50戸、中古物件を含めていけば40戸、新築で40戸プラス10戸といいましょうか、中古物件という形になって、それをベースとして一応25万円、平均支給額を25万円として40戸、40世帯が対象と、そのぐらいで一応予算を組ませていただいたという考え方でございます。

それから、もう一点、そのときに町内に住んでいらっしゃる方、その方たちを重要視したそういう考え方はなかったかというお話でございます。もちろんございました。しかしながら、今回の転入の奨励事業というのは、あくまでもいろいろな施策で今の定住者、要するに住民を外に出さないという言い方はちょっと極端ですけれども、住み続けていただくという施策、それもいろんな施策があろうかと思っております。しかしな

がら、今嵐山町でこれのところでまず取り組まなくてはいけないのは、能動的に来る場合にはぜひ来てくださいということではなくて、この嵐山町にぜひ来ていただきたい。そのためには、転入者向けの施策が今まで基本的にはございません、それをまず打ち出して、そしてその高齢化に備える、定住促進、少子高齢化に備える、そういった施策を思い切って打ち出したいというのが今回の転入者向けの奨励事業ということでごさいます、これも一応年限的にはこの間も説明させていただきましたが、3年間という一応期限を切って、今委員さんがおっしゃられましたようなその効果、それを検証したいということでごさいます。そういったことで、絞った形での奨励事業にさせていただいたということでごさいます。

それから、防災の関係で、今度の大雪に対していろいろご提案を議員さんからも一般質問の中でもいただきました。その中で、自主防災会の補助金については、昨年25年度から要綱を一部変えさせていただきました、活動費としては基本的には2万円、それは自主防災会が防災訓練等を行う場合の活動費として2万円、それ以外に資機材の整備ということで、3分の2の補助額で5万円を限度にその資材の、それぞれの防災会で必要なものを買っていただくというような補助要綱に変えさせていただきました。しかしながら、地震等の対応が今まで中心でごさいましたので、雪の対応というのは多分ないと思います。今回の質問のとおりです。これについては、今この間の一般質問でもお答えをいたしました、今回の被害調査がここでまとまってまいりますので、自主防災会の皆さん、代表者、あるいは区長会等においても、今後議員さんの今おっしゃられましたような地域での大雪のスコップですとかそういったものをどうそろえていただくというのは、協議をさせていただきたいなというふうに考えております。そこで、ご意見をいただいた中で反映できるものは反映していきたいというような考え方でおります。

以上です。

○松本美子委員長 内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、私のほうからホームページの関係についてご説明させていただきます。

現在の町のホームページは、リニューアル、昨年の3月1日からリニューアルさせていただいたときに、3クリック以内で目的のところにホームページが開けるというものを目指して、また情報についても各課から随時出していけるような形で整理をさ

せていただいたものでございますが、委員さん今ご指摘いただいたとおり、確かに、こちらの最初の導入の際に各課の職員に対して操作検証を行っておりますが、なかなかそういったものが徹底できていない部分があった結果、そういった一般のご利用者さんの方から4回クリックしないと目的のところへ行かないとか、それから表示の形式がまちまちだったりとか、そういったご意見が出たのかと思います。こういったことをこれからスマホでご利用される方もどんどんふえているということもありますので、改めましてそういった利用者の立場に立った形でのコンテンツのつくり方、そういったものを改めて庁内全各課に再検証なり行った上で見やすいホームページづくりをしていければなというふうに考えています。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 男女共同参画の助成金、これは確かにいろいろな事業をやっているわけなのですが、嵐山町の場合、若い女性が又エックのほうの講演会に参加しないということがあると思って見えています。それを今の広報活動の中でやっていって、これからの人が入ってこられるのかどうかということが致命的かなと思っているのですけれども、せっかく助成金をつけていただいたので、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

もう一つ、子育ての世帯の転入奨励金なのですが、これ私は3年間ということで、なぜ条例化しないのだろうかというのが非常に疑問なのですが、その点について伺いたいと思います。

それと、自主防災組織の育成事業って、スコープとかパールというのは、雪の問題ではなくて地震の問題のほうが大きいかと思うのですけれども、雪のときは歩けるのですけれども、地震が起きたときは多分歩けなかったり、いろんなものが置いてあって、それをどけなくては動けないのでということがあって、それを、雪はなかなか、雪も地震もそうないことなのですけれども、そういったものを基本的にもう一回、防災倉庫ではない形のところに持ってくるという、もっと身近なところに持ってくるというのは基本なのかなと思いましたが、その点について区長会で話しなされるのですか。それについて、もう一度聞いていただければと思うのですけれども。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、男女共同参画の啓発推進についてでございます。今渋谷委員さんおっしゃっていただいたように、まずは補助制度をつくっても参加する人がいないということでは何の意味もありません。こういった制度をつくるということは、こういった制度をアピールすることによって、そういった意識を持っていただく方を発掘する、啓発する、そういったことが一つのこういった事業のきっかけになればということでございます。そういったことをアピールしながら町の男女共同参画にこのような形で取り組んでいると、その中ではやはり町民の皆さん方にも興味を持っていただいて、ぜひ参加していただきたいという呼びかけを積極的にやっていく一つのアイテムというふうに考えておきまして、そのようなことで捉えて進めていければというふうに考えているところでございます。

それから、この子育ての奨励金の条例化についてでございますが、条例化をして進めているところもでございます。そして、本町のように要綱で設置をして行っているところもでございます。今回の奨励金については、一つの補助制度という考え方をとっておりまして、本町におきましては補助制度については要綱で予算化をしながら行っているというのが一般的でございますので、そのような形で考えさせていただきました。

また、効果としては有効であっても、それを周知をし、それによって取り組めば、それなりの効果はあるというふうに考えております。

それから、防災倉庫、除雪の関係でございます。今、まずは今回の大雪に関して、本当に被害が出てしまいました。そういった中で、若い人たち、私も聞いた中では、若い方たちが地域で除雪に当たってもらったのだけれども、家にスコップがないと、それでちり取りでやっていただいたとか、そんなお話も聞きました。そういった中で、防災倉庫にというお話もありましたし、まずはそれぞれの家庭の中でもきつと意識がまた変わってきて、家にスコップ1個ぐらいはやっぱり持っておかなくてはいけないなということもあるのだと思います。それと、もう一つは、除雪に際して、今回畠山委員さんからもご提案がありましたけれども、雪を移動するという、そういうものが、今まではスコップあるいは雪かき器でよければよかったのが、除雪をする場所がなかった。そのためには、雪を移動するようなある程度のそういった機械というか、道具、それも必要ではないかというようなご提案をいただきました。こういったことも含めて、地域の考え方、またこちらからも雪に対する備えという面での備えをケアすることも必要だと思っております。

それから、もう一つ、これは今後のことなのですけども、ある市では商工会等でそれぞれの地域に商店や事業所がございます。そういったところに、スコップですとか、除雪に必要なような道具、そういったものがある。そういったものを地域として商工会で取り組んでいただいて、うちのほうではこういう、うちの会社には、うちの事業所にはこういう資機材だったら持っているよと、それをもし必要だったら、地域の皆さん必要だったらお貸ししますよというような、そういうような取り組みというのでしょうか、しているところもあるのです。これを、ぜひ町としても商工会に今後お話をさせていただいて、それぞれの地域で持っている資材、そういった機材もあると思いますので、そういったものをそういった際に提供していただけるような、そんな取り組みもしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 防災の話なのですけども、地域の中に例えばそういった道具がないというのは、そこまで行くまでが大変なわけで、そのためにもう少し細かくやっていったほうがよいのではないかと話を話してほしいということで、別に雪のことを言っているわけではなくて、バールなんていうのは雪では使わないですよ。

だから、そういったものがもう少し細かく分けてということ、例えば住宅地だったら、本当にアパートなんかだったら、スコップとかバールとかはないから、ドアをあけるとかそういったことも難しいのかなというふうに思うのです。そういうふうなことのために、もう少し拠点を小さくしていくという形が、今の場合だと広いですよ。それを考えたほうがよいのではないかと提案させていただいているのですけれども。

ご回答、結構です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 16、17の住民税のところ復興税を金額を聞いたのですけれども、4,700万円ぐらい入ると。使用をどのように考えているのか、伺いたと思います。

それから、43ページの地域づくり提案事業費補助金が上から4段目、それから6段目にあるわけですよ。これは、161ページに川の再生事業で出ているのですけれども、下の1,300万円の補助金は出ているのですが、上の補助金はどこに行っているの

か、ちょっとわからないので伺いたいと思います。

それと、この川の再生事業は、ちょっと町のほうからこういうふうなものもやってほしいとかという意見は言えるのかどうか、あわせて伺いたいと思います。

それから、71ページの先ほどの電算委託料、これ個人番号制度システム改修、これマイナンバー制度の件ですよ。もう改修ですから、いろんな作業はもうされているということでやってきているわけなのですか。今度の改修は、どういう改修をするのか伺いたいと思うのですが。

それから、79ページの子育て世帯転入の取り組みなのですが、これパンフレットA1だということですので、A1の2つ折りということでしたか。そうすると、個人に配るのではないのかなと。通りの激しいといいますか、そういうところに張って皆さんに見てもらおうという、そういうことで考えているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

とりあえず、ちょっとそれお願いします。

○松本美子委員長 では、答弁お願いいたします。

井上総務課長、お願いします。

○井上裕美総務課長 まず、復興税のものに関しましてはうちのほうからお答えをいたします。

税務課のほうで復興税につきましては、8,570人の500円ということで、428万5,000円というふうにお答えをしたかというふうに思います。その使い道というか、充当先でございますけれども、こちらのほうでは商工費、商工費のほうが3億2,500万円以上の支出としておりますので、そちらのほうに充当したいというふうに考えております。以上です。

○松本美子委員長 中嶋地域支援課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 川口委員さんには大変申しわけないのですが、川の再生事業については、まちづくり整備課のほうで大変申しわけございませんが。

○川口浩史委員 これは、地域支援課になったのですか。

○中嶋秀雄地域支援課長 歳入で支援課になっているのですが、歳入ではなっているのですが、充当先、それから再生事業の内容については、まちづくり整備課のほうを担当いたしますので、そちらでお聞きいただければありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○川口浩史委員 どういう振り分けになっているのか。

○中嶋秀雄地域支援課長 もう一つのほうは、環境農政課のほうになりますので。

〔何事か言う人あり〕

○中嶋秀雄地域支援課長 大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

それから、個人番号制度については、課長からご説明をさせていただきます。

子育て世帯のパンフレットなのですが、私のほうでサイズはA1ということで、折ってというのは、2つ折りではなくて、もっと何回も折ってこのぐらいの冊子に、要するに個人向けの形でお渡しできるようなものに折り畳んでというものを今考えております。

○松本美子委員長 内田副課長。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 それでは、番号制度に伴うシステム改修の内容ということでございます。

26年度中に全国の市町村で対応しなくてはいけないということになっております。内容につきまして主なものは、これは住民基本台帳システムの個人番号とすべき番号です。取得する日のそういったもののステッカーですとか、住民票のように個人番号の記載、そういった機能を果たさなくてはいけないとか、そのほか移動情報等の例の個人番号について、細かくたくさんの項目があるのですけれども、要は、個人番号を今のシステムの中に入れたり、表示したりと、そういったものを追加しているというようなシステム改修は、今年度中にはしておかなければならないというようなことでございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 わかりました。

個人番号の関係ですが、これ平成27年でしたか、始めるのは。そうすると、今から始めておかないとならないということでこれをやっていくということなのですか。わかりました。

ちょっとこの改修だけで費用はわかりますか。

それから、子育て転入奨励金なのですが、これは人口をふやすために必要な、いいことだとは思いますが、ちょっと私の知り合いで東松山に住んでいる人が、嵐山町は窓口払いの廃止をしていないですよ。あれが病院に行って、嵐山だけないと、どうも嵐山はおくれている町だなという印象を受けるのですって。何かちょっと

そのような話があったと。その人が、知っている人が。

どうも、だからそういう面では、こういう転入奨励金、せっかくだけつくるわけですが、けれども、ああいうのもちょっと転入の障害になっているのではないかと思うのです。考えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。総括と言われれば、総括だと思えます。

〔「総括だな」と言う人あり〕

○川口浩史委員 わかりました。総括だということですね。

でも、転入をしたいと。促進する場所だから。いいです、わかりました。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

答弁をお願いします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 番号制度に伴う改修費用ということで、26年度予算に計上させていただいておりますのが、システム的设计業務と、それから改修業務と、この2つでございまして、設計については475万2,000円、それから住基システムの改修として410万4,000円というふうな形になってございまして、改修をした上で27年10月の番号カードの送付に向けたテストまでできるような形で進めていくということでございます。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 細かいのですが、1点だけ、施政の関係になるのですが、97ページの、先ほど河井委員が質問した関連もありますが、統計の関係です。

統計調査員学校対策事業ということで、科目設定なのですね。これ財源を見ると県の支出金ということなのです。嵐山町に統計調査員の希望者を登録事務、研修や統計調査や安全対策に要する経費ということなのですが、これで科目設定でやる、この根拠は何なのでしょう。

統計調査員という登録されている調査員は、嵐山町に今いないのでしょうか。かつてはいたはずですが。それの方々のお骨折りもいただきながら、大きなこの統計については手当てしていたというふうに思っていますが、その根拠を一つ。

○松本美子委員長 内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄地域支援課地域支援・人権推進担当副課長 統計調査員確保対策事業の科目

設定ということでございまして、こちらにつきましては、県からこの確保対策事業の支出金が交付されるのですが、実際のところ町の広報を通じて、統計調査員募集等を行ったりする形の今確保に向けた活動という形で、実際経費がかかっておりません。ですから、25年度においても全額返金という形をとっているわけで、ただ県の制度として町のほうに交付されるものですから、有効に使えれば一番いいとは思いますが、使い方が決まっておりますので、実際かかっていない以上は、これは支出できないという形で、予算的には科目設定という形をとっているわけでございます。

それから、現在登録されている登録調査員の方の人数は19名おまして、そういった方に各統計調査の際にはお願いして、調査員であったり、指導員であったり、お願いしている状況でございます。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 1,000円のはわかりました。

ただ、要するに町としては、この19名の登録調査員がいるわけですけども、それに対する何らかの研修をしてもらおうとか、あるいは、そのメンバーの独自の研修会というのが設定は今していないのですと。やっぱり研修をしていくというのは大事なことでと思うのです。今、私がさっき、一番最初言った農業センサスだけは、来年度国勢調査をやるわけですけども、そういうものに対して確保できないところについては、統計調査員にお願いするようなことに当然なるのだと思うのですが、あるいは上がってきたものに対するデータの調整だとか、それも統計調査員の方々にお願いする調査もあるわけなのですが、嵐山町はそういう方式はとっていないのですか。町は何もそうですか。統計調査員に対するものは何もないというふうに捉えてしまうものなのか。

〔「報酬のこと」と言う人あり〕

○安藤欣男委員 いや、報酬は、これはそれぞれの、その工業統計と、それは統計のものによってはみんなある。町としてのはないのだ。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

確かに安藤委員さんおっしゃるように、統計調査員で登録をしていただける方は19名いらっしゃいます。かつては、かつてはというのは、今でもあるのですが、統計

研究会という研究会をつくっていただいております、登録調査員の方々はその研究会にほとんどの方が入っていただいております。

この研究会では、総会も含めて年に2回ほど懇親会も含めた形で、交流や情報交換を行っております。ただし、以前はこの団体に補助金も出ていたことがあったのですが、内容的には懇親を深めるという、その中での情報交換会という形になっておりますので、補助金については今出ておりません。それぞれの研究会の皆さん方の会費でそれを運営させていただいていると。そこには当然、私どもの職員も参加をさせていただいて、統計調査員さんと交流をさせていただきながら、統計調査についてのご理解もいただいている。

また、新しい登録の会員さんの募集もその研究会の皆さんに担っていただいているということでございます。委員さんのおっしゃるように、町としても非常に統計調査に当たっては、調査員さんのお骨折り、これなくしてはやっぱり調査が進みませんので、そういった面で、ぜひできることについては研修の参加も含めて今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 わかりました。

統計調査員さんの深い理解の中でやっているということのようです。なかなか確保対策も難しい時代になってきているなと思うのです。だから、そういうのが長くやっている方もいるのでしょうかけれども、できるだけなれた方に長くやってもらうようなことも含めて、本当にお骨折りいただいているというものは、町も何か考えたほうがいいのではないかと思うのですが、私は、今なくてやっているということで、それをしていくわけですよ。答弁要りません。

○松本美子委員長 そのほかにもございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 冒頭ああいう話をしたので、質問がなかなか出なかったのかなというふうに感じたのですが、79ページの奨励金の話なのですが、支給要件というのはどういうふうになっているのでしょうか。

同時に、転入者ということになると、純粋な転入者という、純粋なという言い方はないのでしょうかけれども、二・三男転用なんかも該当してくるようなふう思うのです。

だから、そういう面では支給要件、あるいは申請をどの時点とするのか。確認申請が出た時点なのか、家屋調査が終わった時点なのか、そういう面では転入の率とずれる場合が出てくるのだと思うのですが、そういう意味ではその支給要件というか、それはどういうふうになっているのでしょうか。

それから、163ページなのですが、地域防災計画の見直しを行うということですが、見直しの中身、どういう中身で見直しを行うのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、転入奨励金の支給対象者でございます。支給対象として今考えておりますのは、この間の説明会でもちょっとお話をさせていただきましたが、大きく分けますと2つ、2種類考えておまして、1つは子育て世帯ということですが、子育て世帯にあっては、子供、15歳未満、要するに中学生以下のお子さんがいらっしゃる世帯、そしてもう一つは若者世帯ということで、夫婦のいずれか一方が40歳未満である世帯、この方たちが、このどちらかに該当される方が嵐山町に転入をして、そして住宅を新築される場合、これにつきましては基準額として20万円を奨励金としてお支払いする。

そして、中古物件の取得する場合、これについては10万円を基準額としてお支払いをします。さらに、加算金として転入される世帯にお子さん、15歳未満のお子さんがいらっしゃる場合には、1人について5万円を加算するというところで考えております。

今、議員さんのご質問の転入というのをどのように考えるか。ここのところが、例えば家を新築するに当たって、今嵐山町に住んでいる方が、一時アパートに、1年間外に住んで、家を建てている間は、アパートに、例えば東松山だったら東松山に住んで、1年たって建て終わったところで帰ってくると。そういう人たちをどう考えるかということにもなるわけでございます。

今、最終案ではございませんが、今までこういった転入の要件としているものについては、やっぱり町外、今までのほかのところだと、町外に3年以上居住し、嵐山町に入ってこられる方というような、ある程度の年数を3年とか5年とか以上嵐山以外で住んで、そして嵐山に入ってくる方というような要件を定めているところもございます。その辺は、やはり考える必要があるのではないかとこのように考えておりま

す。

どの時点で、4月1日からの適用するかということでございます。基本的には、まず新築の場合、これにつきましては平成26年4月1日以後に建築に着手する世帯ということを考えております。4月1日以後に建築に着手をする世帯、これを基準にしていきたい。

それから、中古物件の購入の場合には、4月1日以後に売買契約を締結したもの、これを1つの基準として、この奨励金の支給対象ということで、今、要綱を詰めているところでございます。

ただ、議員がおっしゃられましたように、その建築に着手した場合、そのときは恐らく町外にいて建築に着手するというケースが当然考えられるわけございまして、そういったものについては転入をしてきたほうが後になります。そういったものについては、転入者に今後そういった要綱を十分にお渡しをする、説明をさせていただいて、4月1日以降に着手が認められたものは、例えば7月に、あるいは9月に入ってきて、それは対象にするというような形での申請のやり方を考えてもらいたいというふうに考えております。

防災計画の見直しの関係でございますが、今基本的に考えていますのは、大雪の関係が、やはり一つ基準として今定まっておりますので、それをやはり見直すべきだろうというふうに考えております。

あとは、国、県の今改正の方向性が出ておりますので、そういったものが出てまいりましたらば、それを入れた形での改正を考えていく必要があるだろうというふうに考えております。ただ、この時期については、予算については、1回の審議会を今計上させていただいておりますが、これが今年度中にその改正がなされるか、国、県の動向、県の改正要綱も見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 奨励金については、3年継続の事業ということで転入という意味ですけども、例えばさっき言った反対の部分。転入をしていたのだけれども、家を新しく建てようというふうになった場合に、この要綱ではどういうふう。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 この要綱では、まだ最終案ではございませんけれども、今議員さんがおっしゃられたように、それは今嵐山町に住んでいる方、その方が基本的には、例えば今アパートに住んでいると。その方が家を新築してそちらに引っ越すという場合はどうなのだという。

○清水正之委員 いいえ、そうではなくて。

○中嶋秀雄地域支援課長 そういうことではないですか。

○松本美子委員長 それでは、清水委員さん、もう一度質問をお願いします。

○清水正之委員 転入してアパートに住んでいる。ただ、家を建てたいという意向が出てきたときに、それは転入と見るのですか。

家を建てるのが後になるというふうになった場合に、この要綱の中でどう扱うかということ。それ、二・三男転用なんかはそういう部分が相当あると思うのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、中嶋地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○中嶋秀雄地域支援課長 転入が先で、その後に家を建てたいということですよ。

その意思決定がいつされるかということにもよると思うのです。例えば転入をして、5年間、もう2年なり3年なり嵐山町に住んでいる、そして、その後、3年間の時期の中でうちを建てたいという意思決定になったという場合には、基本的には、この要綱では該当しないというふうになると思います。

ただし、逆の面で、嵐山町に家を建てたいのだけれども、4月1日以降です。4月1日以降、先に転入をして新築については半年後になると、その時点で申し入れを申請をしていただいて、そして今後私は先に転入して来たのだけれども、半年後には家を建てたい。そういうふうに今進んでいるという申し入れを先に申請をしていただければ、その辺は考慮する余地があるのではないかなと。その辺については、今委員さんおっしゃられるようにいろんなケースがあると思いますので、なるべく町外から転入をしてくる人、その人について、この対象になるようなものについては、ある程度柔軟な対応を考えるということがやっぱり必要ではないかというふうに思っております。

ただ、今のケースで、ではそれが2カ月だったらどうなの、6カ月だったらどうなのということになりますと、今の時点ではちょっとお答えができないかなというふうに考えております。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

すみません。失礼しました。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 本当、いろんなケースがあるのだらうなというふうに思うのです。特に二・三男転用の場合は、いろんなケースが出てくる。特にこの3月というのは、今教育長いますけれども、新入学を控えての移動というのがかなり出てきますよね。だから、そういう面では、転入が先にどうしてもなってしまう部分があるわけで、それこそ実家あるからどうにかなるみたいな話もあるわけで、そういう部分では、私もできるだけいろんなケースを想定しながら要綱をつくってほしいなというふうに思うのです。

そうではないと、せっかくつくった制度だけれども、除かれてしまうという部分があるいろんなケースで想定されてしまう事業かなというふうに感じるのです。そういう面では、その辺も含めて十分整えていただきたいというふうに思います。

いいです。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようですので、ここで地域支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時45分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員 31ページに民生費国庫負担金の保険基盤安定分、414万7,000円というのがありまして、115ページに国保会計の繰入金になって出てくるわけですがけれども、保険税の軽減者の実情というのは国保で聞くべきなのかもしれないのですけれども、ここで伺いたいと思います。それと、バックしますけれども、29ページですが、

住民基本台帳カード事務手数料で3万6,000円、住民の方の今の主な活用方法というのはどのようなものになっているのか伺いたいと思います。

2点です。

○松本美子委員長 答弁をお願いします。

山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

初めに、保険基盤安定の細かい内訳につきましては、村上副課長のほうからさせていただきます。

29ページの住民基本カードの活用状況というようなことでございますけれども、これにつきましては、免許証ですとか、ほかに公的な身分を証明するようなものを持っていない方が多くつくっているというのが状況でございます、それが銀行さんですとか、役場でもそうなのですけれども、身分証明書になりますので、そういった利用が多いかなと。

あと、確定申告等のe-Taxを利用される方もいらっしゃいますので、そういう方のご利用もございます。そういったことが主なものかなというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 税の軽減、保険基盤安定についてご説明申し上げます。

31ページの保険基盤安定、この負担金につきましては、保健所支援分ということで、税の軽減分全てではなく、税の軽減と、あとは実績における嵐山町の1人当たりの医療費等、これに対して国から交付されるものでありまして、税の軽減につきましては、37ページの県の支出金の中の保険基盤安定負担金、その下に保険基盤安定保健所支援分負担金と2つありまして、税の軽減につきましては、この上の段の保険基盤安定負担金というのが該当になります。

26年度におきまして、軽減世帯でございますけれども、嵐山町につきまして6割軽減が592世帯、832人、4割軽減につきまして126世帯、294人、これを昨年11月段階の世帯の状況から計算いたしまして判定しております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 95ページの今の住基ネットワーク事業ということで、こちらのほうにいただいた中に、住基の認証の生体認証機器購入、12番に住基ネットワーク事業で3万8,000円と載っているのですが、3万8,000円ぐらいでこんな認証の機器が購入できるのですか。どういう機器を購入するのだから、教えていただければ結構です。

○松本美子委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

これにつきましては、今の端末の機械のほうに、今はカードといいましょうか、そういうカードで認証させてやっているのですけれども、それにかわって生体認証でやるということで、それほど高くなくて、指をつけるというのでしょうか、そういったことでやりますので金額的にはこの程度の金額でできると。

○長島邦夫委員 指定した指。

○山下次男町民課長 ということです。

○松本美子委員長 長島委員、お願いします。

○長島邦夫委員 指定した指を決めていただいて、そこで認証する、とれるわけですね。指認証ということで。

○松本美子委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

その辺の詳しくは、手でやるのか指でやるのかというのは、今後のことになってくるということでございます。

以上でございます。

○長島邦夫委員 結構です。

○松本美子委員長 そのほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 95ページでもいいし、29ページでもいいのですけれども、住基ネットの件なのですが。

95ページのこの機械器具借上料が大幅に下がっているわけですね。ちょっとその理由を伺いたいと思うのですが。

それで、その住基ネットか台帳カードは29ページのほうがいいか。このカードは、マイナンバー制度が本格的に始まると必要なくなるというか、廃止の方向だというふうに思っているのですが、来年度ですよね、マイナンバー制度が始まるのは。私は、積極的というか、反対ですけれども、ただ、町はそういう中でも進めていくのか、いこうとしているわけですよね、ある意味では。ちょっとその考えを伺いたいと思うのですが。

それから、一つ、ストーカー事件で住所を教えてしまったというのがあって、それが殺人までいったという事件がありましたですよね。あれについては、嵐山町のパソコンはきちんとしているのか。体制的にも、職員の体制というか、意識づけもしっかりしているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

まず、95ページの機械器具借上料が大幅に下がっているのはどういうことかということでございますが、これにつきましては、住民基本台帳カードの発行機がリース切れになりました。それで、今年度につきましては、1年間再リースということでございまして、再リースにしますと安くなると。大体ほぼ5万7,800円が1カ月分、1カ月分は、まだもとのリースが残っているのですけれども、それが4月分なのですが、そのほかの5月以降の分につきましては、約1カ月分ぐらいの料金で11カ月分を借りられるということで、大幅に安くなったということでございます。

それから、続きまして、29ページの住民基本台帳カードの関係ですけれども、マイナンバー制度が始まったときにはどうなるのかということでございますが、住基カードにつきましては、一応27年の12月までは発行していくと。28年の1月から、そのマイナンバー制度になるのですけれども、そこまでは発行していくと。それで、その有効期限というのが10年間はございますので、先ほど言いましたように住基カードの身分証明書ですとか、そういったものには使えますので、利用は期限がある間はできるということになります。ですから、27年の12月までは、希望者がいらっしゃれば発行はしていくということになります。

それから、もう一点、ストーカー事件等があって、その辺の管理の状況ということでございますが、住基システムの中に、例えばDVで支援をこちらで受けているような方につきましては、ほかの住基システムのほうは、税務課とかも、こども課とかも

使っていますけれども、その方の呼び出すと画面上に、この方はDV支援になっていますというような形で表示がされますので、見た方はすぐわかるような状況になっています。

そういったことで、管理上では、徹底して、その辺のこともこういうサインといいましょうか、それが出たらその辺は話をしてくださいと、すぐ教えたりとか、発行してしまうのではなくて、証明とかを発行しなくて、一応こちらで確認していただいて、発行できるものかどうかということを確認していただいてからというような形で取り扱いをしてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 住基カードの件なのですが、ただマイナンバーが出ると、もうそれで全て済むわけです。住基カード、ただでやれるのだったら、それは12月までやってもいいのですけれども、ただではないわけですからね、安いですが。

やっぱりマイナンバーで、私はそういうの欲しいのだけれどもな。マイナンバーに出るのだから、そちらを考えたほうがいいのではないですかということ、どこかの時点で言ったほうがいいのではないかなというふうに思います、私。

もう一つ、それとストーカー事件なのですが、これ逗子とか杉並でしたか、やっぱり同じようなシステムにはなっているのだと思うのです。たしかなっているような話をニュースでもありましたよね。だけれども、職員が教えてしまっているわけですよね。相手が、いろんな素行を調べるような人、探偵だったり。やっぱりその辺は、職員の中でしっかりと意思統一がされているのかどうかというのが一番大事な点だと思うのです。ちょっとその辺考えてください。

○松本美子委員長 山下町民課長、お願いいたします。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

住民基本台帳カードの関係ではございますが、これにつきましては強制とかではなくて、個人の方が申し込んでいただいてということになりますので、ただ今後は先がマイナンバーカードのほうが見えてきましたら、一応そういうのにかかりますよとかというご案内は、申し込みを受けるときに、それでもいいから発行してくれということであれば、そういうふうな形でやらせてはいただきたいなというふうに思っております。

それから、秘密保護といいましょうか、スーカークとかの対応の関係でございますが、町民、ほかの課もあるのですけれども、町民課の中では、先ほど申し上げましたとおり、そういったような方の画面上にもあらわれますので、その辺については徹底して行っているということで特に問題はないかなというふうに思っております。

ほかの課につきましても、それぞれ個人情報のほうをそろえていくというような関係がございますので、そういった形で他の課もやられているというふうには考えております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 町民課では、スーカーク事件、わかりました。ちゃんとやってきていると思うのです。ほかの課は、どうなのですか。そういうことは、話し合っているのですか。こういう事件をきっかけに、問い合わせには注意をしてくれということでは、どうなのでしょう。

○松本美子委員長 では、町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 町民課に限ることではなくて、公務員として守るべきこと、第一が秘密の保持、法令順守、これは公務員として第一にやらなければいけないことですので、この課に限ってということではなくて、嵐山町の職員であれば当然、それ全員がしっかり守って町民を守っていくということは大前提でございますので、さらに徹底はして進めていきたいというふうに思っています。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方どうぞ。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 115ページなのですが、先ほどの国民健康保険の繰出金なのですが、ちょっと財源内訳の話なのですけれども、一般財源の部分ですけれども、これは補助事業に対する町の負担分というふうな見方でいいのかどうか。

それから、その下の後期高齢者の広域連合の負担金なのですけれども、これもちょっと一般、財源内訳の部分で非常に町の持ち分が多くなっていますけれども、これは特別会計のほうに移すわけではないのだと思うのですが、後期高齢者の広域連合の負担金というのは一体どういうものなのか、その2点ちょっとお聞きしたいのです。

○松本美子委員長 山下町民課長、お願いします。

○山下次男町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

個々の繰出金の一般財源の内訳につきましては、村上副課長のほうからお答えさせていただきます。

それとあと、後期のほうの負担金の関係でございますが、これには共通経費の負担金の部分と、それから療養給付費に対する負担金の分の2つに分かれてございます。共通経費に関するものが、均等割、それから人口割、高齢者人口割というような3つから成ってございまして、611万8,958円でございます。療養給付費負担金につきましては、平成26年度の療養給付費の見込み額が3月診療分から2月診療分でございますが、それを出しまして、その市町村負担分として12分の1を負担するものでございまして、1億2,843万8,260円が町の負担分というような形になっています。

以上です。

○松本美子委員長 村上副課長、お願いいたします。

○村上伸二町民課保険・年金担当副課長 保険基盤安定の財源内訳についてご説明申し上げます。

保険基盤安定のほうの負担金のうち、保険で支援分というのが入っていない分、こちらのほうが税の軽減分でございますけれども、これにつきましては、県が4分の3、町が4分の1という負担割合でございます。

また、保険基盤の保健所支援分、こちらにつきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という負担の財源内訳で国保の特会のほうに繰り出す形になっております。

以上です。

○松本美子委員長 井上総務課長、お願いいたします。

○井上裕美総務課長 お答えします。

国民健康保険への繰出金の関係でございますけれども、町のほうからでは法定分の繰入金というのはございまして、医療費の関係ですが、その繰入金、その他繰入金といたしまして、出産育児一時金でありますとか、町債費、事務費、そういった繰り入れを行っております。

以上です。

○松本美子委員長 清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 後期高齢者なのですけれども、これ一般会計から公益連合のほうに納める部分なのでしょうか。後期高齢者の場合は広域連合のほうに納めれば、農協も多

分特別会計のほうで納めるようになってきていると思うのですけれども、この部分は一般会計の中で広域連合に納める部分という認識でよろしいでしょうか。

○松本美子委員長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 お答えさせていただきます。

こちらにございます後期高齢者医療広域連合負担金 1 億3,455万8,000円につきましては、一般会計から広域連合のほうに納めるものでございまして、その2行下といいましょうか、繰出金というものがございまして、こちらのほうが一般会計から特別会計に繰り出しまして、また特別会計から広域連合のほうに上がるというようなものになってございます。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。そのほかにもございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結をいたします。

ここで、休憩とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

休 憩 午後 4時07分

再 開 午後 4時08分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 24ページで比企医師会在宅当番医制市町村負担金が401万9,000円、これは嵐山町が当番だということで入っていますけれども、そのために運営費負担金として436万8,000円、それから別の形として、これ小児初期救急事業運営費負担金が200万5,000円、病院群輪番制病院運営費負担金323万3,000円ですけれども、それぞれの算出の基礎というのはどのようなものになっているのか。それから、在宅当番とか、それから小児救急の課題として捉えていることが幾つかあると思うのですけれども、それについて課題解決をしていくという考え方があるのかどうか伺いたいと思います。

39ページと101ページで、地域自殺対策緊急強化事業補助金というのが28万8,000円になっていますが、何をどのように行って自殺対策を進めていくのか伺いたいと思います。

33ページなのですけれども、臨時福祉給付事業費補助金で対象人数を1人1万円とすると4,375人になってくるわけなのですけれども、加算分を含めるとどのくらいの人数になっていくのか伺いたいと思うのです。

次に、103ページになります。社会福祉協議会の補助金ですけれども、補助金924万2,000円、人件費や町民福祉の向上を図る事業に対する補助金という形ですけれども、具体的な補助の内容と、それから26年度以降の社会福祉協議会はどのような場所に行くのか伺いたいと思います。

多分、21年度から始まって菅谷幼稚園でおしまいになって、5年間の契約だったと思うのですが、そのところをいま一つわからないので伺いたいと思います。

それから、125ページの健康づくり事業ですけれども、これは188万5,000円で、健康増進食育計画策定委託料。

それから、委員報償ですけれども、具体的に食育計画策定をどのような形で行っていくのか伺いたいと思います。健康づくり事業ということをどのように考えていくかということです。

それから、127ページに予防接種事業があるわけなのですが、これは総括でも行うつもりなのですけれども、B型肝炎の予防接種事業を新たに拡大事業として行ったわけですけれども、埼玉県ではたしか1カ所だけですよね。B型肝炎の助成金を行っているところは1カ所だけというふうに書いていますけれども、嵐山町でこれを行っていく意味です。それで、B型肝炎というのは、30代の方ぐらいですか、予防接種をしたときに、それで予防接種でウイルスがうつってB型肝炎になっている方がキャリアになってきていて、それが母子感染で、そして母子感染した子供がB型肝炎になっていくというのが一般的だと思うのですけれども、これですとB型肝炎の予防接種はどのような形で行っていくのか。例えば妊産婦で抗体を検査した人が、それで抗体があった人というの、ウイルス感染している人にだけ行っていくという形になっていくのか、これについてどのような形で嵐山町がこれをあえて助成金事業、助成、埼玉県で2番目の助成事業としなくてはいけない事情にあるのか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 まず、私のほうから在宅当番のほうの関係についてお伺いさせていただきます。

在宅当番につきましては、平成26年、平成27年度は嵐山町のほうの管理市町村ということで、管内に負担金を取りまとめて比企医師会と契約を結ぶものでございます。これの基準額でございますけれども、これにつきましては、市町村、今、比企管内の市町村が取りまとめという形で実施をしているわけでございますけれども、市町村が実施する前に保健所の事業としてやっていた経緯がございます。全体の事業費といたしましては、その保健所が実施していた事業費、それを比企管内で人口割等、負担割合に応じまして負担金を分配していくものでございます。

それから、小児救急、病院群輪番制のほうでございます。病院群輪番制でございますけれども、こちらにつきましては全体事業費といたしまして2,387万1,000円、こちらを比企管内の市町村で人口割80%、均等割20%、これにつきましては26年度につきましては、25年10月1日現在の人口割合ということで負担割合を決めているものでございます。

続きまして、小児救急でございます。失礼しました、今の金額につきましては、小児救急の金額でございます。失礼いたしました。

小児救急のほうで、負担金のほうの積算でございますけれども、こちらにつきましては、医師ですとか、薬剤師、看護師等の経費につきましては、比企医師会のほうと金額調整をさせていただきまして、こちらの2,387万1,000円というふうな金額を積算しているものでございます。

続きまして、病院群輪番制のほうでございます。

大変失礼しました。小児救急のほうの負担割合でございますけれども、均等割20%、人口割70%、実績割が10%でございます。すみません、訂正させていただきます。

続きまして、病院群輪番制でございますけれども、病院群輪番制のほうにつきましては、均等割が20%、人口割が80%で、人口の基準につきましては、同じく前年度の10月1日の日数でございます。

病院群輪番制のほうの積算のほうの根拠でございますけれども、こちらにつきましては、平日の夜間と、土日、祝祭日のほうをもってあけるということでございまして、

こちらにつきましては、1日当たり7万1,040円、こちらを基準に、平成26年度でございすけれども、437日を実施をしていただくということで、全体事業費といたしましては3,044万4,000円、こちらがベースになる金額でございます。

嵐山町につきましては、人口割が9.4%で全体の金額の占める割合としまして、234万6,288円、均等割が88万6,971円といたしまして、合計金額が323万3,259円になるわけでございますけれども、100円単位は切り捨てで管理市町村ということで、323万3,000円の金額となっております。

課題でございますけれども、小児救急等につきましては東松山医師会病院が会場となっているわけでございますけれども、やはり立地条件等々によりまして、実績につきましては、東松山管内、または滑川管内の患者さんのほうが若干多いというふうな条件的に課題があるかなというふうに考えてございます。

ただ、その中で、やはり電話での相談というのも実施してございます。それに応じて医師のほうの判断で、翌日の受診への促しですとか、家庭での対処方針、そういったものをアドバイスをさせていただいているというのが現状でございます。

あとは、病院群のほうの関係でございますけれども、こちらにつきましては、特に重立った課題等につきましては聞いてはございませんけれども、やはり小児のほうにつきましてはシャープ8000とかということで、電話での医療相談というものがございます。大人向けのそういったものが今現在ないということで、平成26年度の10月を予定ということで、埼玉県のほうで大人向けのそういう医療に関しての子供のシャープ8000にかわる大人向けのものを予定をしているということは聞いてございます。

私のほうから、続きまして、健康づくりのほうの関係につきましてお答えさせていただきます。

平成26年度に健康増進食育計画ということで実施をさせていただいてございます。こちらにつきましては、国、県につきましては必須ということになってございまして、市町村におかれましては努力義務ということでございます。

ただ、これらを特定健康診査の計画ですとか、がん検診等は計画にすり合わせる、また、そういった観点から来年度予算をお願いいたしまして実施をさせていただく予定でございます。

作成の状況でございますけれども、要綱を設置をさせていただきまして、策定委員会なるものを予定をさせていただく予定でございます。それから、それらを推進する

ということも含めまして、庁内に職員による庁内会議というものを2本立てで策定をさせていただきまして、計画を予定しているものでございます。

内容といたしましては、アンケート調査、次世代育成等々でアンケート調査をとっているわけでございますけれども、それらを補足する意味で若干のアンケート調査を実施させていただきまして、計画に反映をさせていただければなというふうに考えてございます。

続きまして、予防接種でございます。こちらにつきましては、こども医療費のほうの代替事業という形でB型肝炎のほうの予算をお願いしているものでございます。こちらにつきましては、今、嵐山町で水ぼうそうとおたふく、こちらとロタウイルスのほうを代替事業といたしまして、嵐山町独自で任意接種としてさせていただいているものでございます。

予定ではございますけれども、来年度の10月以降に水ぼうそうにつきましてが定期接種等々になるというふうな情報も入ってきてございます。そういった中で、町内の先生等との会議の中で代替事業として、今、渋谷委員さんのほうからお話ございましたけれども、B型肝炎につきまして、今まで従来ですと母子感染等があったわけでございますけれども、どうしてもそれだけではなくて、飛沫感染といいますが、そういったことも想定がされるということで、母子感染、母親がキャリアの場合につきましては、出産を保険診療の中で予防接種をお子さんのほうにも打っているわけでございますけれども、さらに含めましてキャリアをなくすということで、今年度B型肝炎の接種のほうを見込ませていただいたわけでございます。

以上です。

○松本美子委員長 高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、私から、質問項目の2番、3番、4番についてお答えさせていただきます。

まず初めに、質問項目2番の歳入39ページ、歳出101ページの自殺対策事業についてでございます。こちらは、埼玉県地域自殺対策緊急強化事業を26年度に行う予定でございます。

事業内容といたしましては、ゲートキーパー養成講座を講師をお願いしまして2回ほど実施したいと考えております。こちらが報償費で計上しております。また、需用費で自殺対策のリーフレット、こちらを全世帯配布として7,000部、また啓発用のメ

モ帳を1,500部消耗品で購入し、配布する予定でございます。

こちら、予定しておりますメモ帳につきましては、障害者施設から購入を考えておりまして、こちらはただいまの分、自殺対策とは別の項目でございますが、障害者優先調達方針というのをただいま定めておりますので、こういったものを積極的に推進するためにも障害者施設からの購入を予定しております。

また、事業の実施につきましては、自殺予防週間が毎年9月の10日から10月でございますので、こういった習慣を啓発するためにも秋ごろにできたらいいかなと考えております。

近年の自殺者の傾向でございますが、国におきましては3万人を超えておりました自殺者がだんだん減少しておりまして、2万7,000人台に平成24年度は落ちてきております。埼玉県におきましても、平成21年度に1,796人と、これが一番自殺者の多い年でございますが、その後、こういった自殺対策強化事業を取り入れることによって年々減少しておりまして、平成25年の自殺者数がつい最近暫定値がこちらのほうに示されまして、1,524人と県のほうから数値が来ております。

歳入につきましては、28万8,000円ですが、これは事業費の10割補助ということになりますので、全額が補助される予定でございます。

続きまして、質問項目3番、107ページの臨時福祉給付金についてでございます。こちらは、消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、非課税世帯などの低所得者層につきましては、基本分として1万円、また年金も特例措置の解消がございますので、そういったことを考慮しまして、5,000円の加算がございますが、こちらを見込んでおります。

人数としましては、基本分が3,500人、これで1万円を掛けまして3,500万円、加算分につきましては、1,750人掛ける5,000円で875万円、合計しまして4,375万円を給付費として見込んでおります。

続きまして、質問項目4番の103ページ、社会福祉協議会の補助金についてでございます。こちらにつきましては、派遣職員の1人分の人件費と金婚式の事業費用、戦没者慰霊事業の事業費となっております。金婚式につきましては、例年15組程度の対象者がございます。また、戦没者慰霊事業につきましては、追悼式と靖国神社の参拝を交互に行っておりまして、平成26年度は追悼式を行う予定となっております。

平成25年度との金額の差は、人件費の分がふえていることの差になります。

社会福祉協議会の移転については、別途お答えさせていただきます。

以上です。

○松本美子委員長 安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 社会福祉協議会の移転のことにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

平成22年の4月、あの場所に移転をいたしまして、この3月いっぱいまで丸4年が経過をいたします。あそこをお借りしたときの年数は5年間ということでございまして、平成26年度いっぱいまでどこかに移転しなければならないというふうなことになっております。

先般の大雪で、旧園舎、園庭に面した大きな下屋が倒壊してしまいました。木造の老朽化した建物でございまして、安全面で難がございまして、そういったこともございまして、5年たったあと、移転をしたいというふうにご考えております。それから、お支払いをしている使用料と町民の皆様、会員の皆様からいただいている会費との問題、さらには他の市町村の社会福祉協議会が入っている施設が、ほとんどが市町村立の施設に入っております。そういったことの嵐山町としてどう取り組んだらいいか、そういったことを総合的に勘案をいたしまして、先般社協の理事会でこの問題についてお話し合いをし、5年経過した時点で他の場所へ移転をしようということが決定をし、現在まであの施設をお貸しいただいていた地権者の方にお会いをいたしまして、大変ありがとうございましたということで、お礼を申し上げ、そして1年先になりますけれども、1年後にはこういうふうにご考えていますので、ぜひ跡地利用について準備していただきたいというお話をし、地権者の方からはご理解をいただいております。

なお、移転先につきましては、町の施設ということで考えておりますけれども、ご承知のとおり、町の施設それぞれ公の施設の管理条例をもって管理をし、現行ではそこを利用なさっている町民の方大勢いらっしゃいます。そういったことも含めて、今後1年間ございますので、移転場所については、現在利用されている方等のご理解もいただきながら、新たな場所に移転をしたいということで社協のほうでは考えております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員さん、どうぞ。

○渋谷登美子委員 自殺対策緊急強化事業費ですけれども、ゲートキーパー養成講座を

行うということで、ゲートキーパー、具体的にはどのような方を考えているのか伺いたいと思うのです。

それと、臨時福祉給付金事業の補助金なのですが、これは今回だけなのですから、だんだん、だんだん非課税世帯がふえてきているということらしいのですけれども、今回の非課税世帯の捕捉の仕方というのはどのようにしてなされたのか、伺いたいと思います。

予防接種事業に関してなのですが、すみません、私もB型肝炎の予防接種事業がどのようになっているかというのは調べたのですけれども、7月13日の厚生労働省の審議会で、4月1日から6月30日までだとするのですけれども、ちょっとこれ出そうと思ったら出ているのですが、資料が出ていまして、86万2,856回接種しているのですけれども、そのうち重篤な被害者というのが7名出ていて、そして1人死亡しているのです。こういった状況の中で、嵐山町が水ぼうそうの予防接種は定期接種になるから、今度それをB型肝炎を加えていくというのは、考え方なのですけれども、かなり問題が大きいのかなと思っていて、皆さんみんな、1歳未満の方がB型の予防、肝炎は多分6カ月くらいから検診になるのですか。1歳未満の人というのは、みんな重篤な副反応になっていて、ほとんど回復していないのです。そういうふうな形の中で、嵐山町が定期接種ではない形でやっていくというのは、どういうふうな意味があるのかなというのは、今、これからも考えていくことなのですけれども、それについて、嵐山町の医師の方たちと話し合いをなさったりとかというときには、この情報自体がまずないのでしょうけれども、どんな形でやられたのか、どっちにしても総括で行いますけれども、簡単に伺えたらと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、渋谷委員の再質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、ゲートキーパーの養成講座、これをどのような方を対象に考えているかということでございますが、まずゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声かけをして、話を聞いて、必要な支援につなげ見守っていけるような方、こういった方をゲートキーパーと呼んでおります。こういった方を養成していくためのゲートキーパー養成講座でございますが、平成23年度に民生委員さん、保健推進員さんを対象に講座

を開いております。また、民生委員さんにつきましては、保健所主催のゲートキーパー養成講座にも日ごろ参加していただいておりますが、昨年12月に民生委員さんを一斉改選をいたしましたので、新たな民生委員さんも大勢いることから、民生委員さんですとか、保健推進員、また職員にもこういったゲートキーパーの養成講座を受けていただいて、自殺対策の一助となるようにしていきたいと考えております。

続きまして、臨時福祉給付金の対象者人数の算出方法についてでございますが、非課税世帯の出し方でございますが、まず国で示しております給付金の基本分の対象者の計上の考え方は、まず人口から課税されている人をマイナスし、そこからさらに対象外となる課税されている方に扶養されている人、こういった方を引いていく、また最後に生活保護の人を減ずる、そういった総人数から対象外となる方を順次減じていくという方法で算出するようになっていることになっております。

これに基づきまして、税務課で人数を調べていただきまして、町の1月1日人口1,834人から所得割のかかっている人数、また均等割のみかかっている人数、白色事業者専従者などの人数、扶養親族等の人数を減じまして、生活保護者の人数が今おおよそ200人ぐらいと考えまして、計算しますと、それにより算出された人数が約3,200人ございました。ですが、国の見込んでおりますおおよそ人口の20%程度を国で見込んでいるところを考えますと、嵐山町では約3,668人が20%になるのですけれども、その間の人数ということで、約3,500人ということで見込んでみました。

以上でございます。

- 松本美子委員長 岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。
- 岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、私のほうからはB型肝炎につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほどの副課長のほうから説明のほうをさせていただきましたけれども、これまでB型肝炎というのは、母子感染がほとんどであるというふうに言われておりました。ただ、母子感染ですと、母親がキャリアで子供が生まれますと、48時間以内に予防接種をしてそれを減らしていくというふうな方法をとられてきたわけですけれども、なかなかそれだけでは減ってこないというふうな現状がございまして、その中で母子感染だけではなく肺炎感染があるというふうなことがわかってきたというふうに言われております。特にこのB型肝炎につきましては、通常大人がかかった場合には、急性肝炎というような形で一過性で終わるといふふうに使われているのですけれども、子

供が感染しますと、キャリアになって数十年たった後に肝臓がんになるというふうに言われております。

そういったことがあるものですから、早い時期にその予防接種をしたほうがいいのではないかということで、町でも管内の先生方にも勧められていることもありますけれども、この時期に始めたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 B型肝炎は、成分がアルミニウムアジュバンドでつくられているのです。そのことを皆さんご存じであって、非常に劇薬でということなのですが、WHOも勧めているということと、それから町長は予防接種で防げる病気は全て予防接種を行うという、国の方針と同じなのですけれども、ではB型肝炎で子供は1歳児で亡くなるお子さんとか、B型肝炎で1歳児の方が病気になるということはないわけです。そういったことを考えてやっていくという方向性というのは、今ないのです。国の中にもないのだけれども、町にもないわけなのですが、これはちょっと一遍見直してみる必要があるかなと思っているのですけれども、B型肝炎を一旦やり始めると、予防接種を始めると今度とめるのが非常に難しいということがありますよね。その問題があって伺っているのですけれども、全ての嵐山町の予防、お医者さんたちが、このB型肝炎を予防接種したほうがいいというふうにおっしゃったのですか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 B型肝炎につきましては、細かいそういった専門的な知識というのは、私どもの方ではよくわかりませんが、町内のそういった医療の関係者、小児科医の先生からはぜひ早い時期に予防接種をすることが好ましいというふうに勧められております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 1点お聞きいたします。

128ページ、129ページなのですけれども、妊婦健康診査事業で、これ拡大事業になっているわけなのですけれども、9万3,000円ほど前年度より減っていると。おおむね、

いつの時点でこの妊婦数がどのくらいになるかというのを決めて予算化していくのかどうか。先ほどの中でも議論になったのですけれども、嵐山町はとりわけ子育て支援事業の中で、いわゆる嵐山町に転入していただくという事業の中では、とりわけ若い人たちに入ってもらって、その中での子育てというので、これから生まれる方もぜひそういう中では、嵐山町の中ではふえているという形にもとられているのだろうと思うのですけれども、そういう形でいくと、この妊婦数を幾つにはかってきているのかによって、この問題との整合性が悪くなっていくのかなというふうに思っているのですけれども、その辺のところはどういうふうな捉え方をしているのか、お聞きしたいと思います。

それから、拡大分としては風疹抗体検査という形なのですけれども、この検査は、時々風疹がふえてきて妊婦、あるいはこれから生まれてくる子供に影響が出てくるというふうに感じているわけでありましてけれども、単なる妊婦に対しての検査というのはどういう形なのか、問診だけのものになっているのか、そこら辺でお聞きをしたいと思います。検査結果、妊婦にそのことを聞くこと、あるいは陰性反応が出た場合に、例えばその配偶者と、これに対する問い合わせというのを聞いて、その夫も陰性だった場合なんかに、さらにこれで出てくるというのがいっぱいあったわけです、今までも。その辺のところの検査結果、あれをだんなさんに知らせて、風疹のための接種やなんかをさせていくような、そういう対応がとられるのでしょうか。そこらところをお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、妊婦健康診査の関係につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、おおむね全体といたしまして、年間出生数につきましては120人程度見込んでございます。これにつきましては、あとはおのおの健診の1回から14回まであるわけでございますけれども、前年度の実績を踏まえまして回数で積算をさせていただいているのが現状でございます。

あとは、拡大分といたしまして、今、河井委員さんのおっしゃるとおり、平成26年度から妊婦健康診査の中に風疹ウイルスの抗体検査、こちらのほうを実施をしております。平成26年度につきましては、25年度に風疹が妊婦さん等々に蔓延をしたということがございまして、嵐山町におきましても急遽助成事業を始めさせていただいたわ

けでございますけれども、これらにつきましても、平成26年度にもあわせて実施をしていきたいということで予算につきましては求めさせていただいております。

風疹の抗体検査、こちらにつきましては平成26年度から、保健所、埼玉県の事業といたしまして各医療機関と契約を結びまして抗体検査を無償で実施をするということになってございます。嵐山町につきましても、平成25年度につきましては、妊娠を希望する方、または妊婦の夫という形で実施をさせていただいています。同様な形で県の事業で抗体検査を実施をされますので、抗体のない方につきましては嵐山町でもその証明書を持ってきていただくことによって、風疹の予防注射のほうの助成事業を実施をしていくということで予定をしております。

あとは、妊婦の夫への勧奨ということでございますけれども、母子手帳をとりに見えるときに、その助成事業のご案内をさせていただきまして、妊婦への感染防止ということで助成事業も合わせまして勧奨させていただいているのが現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 そうすると、この9万3,000円ほど減ってくるという形は、おおむねそういう形でだんだんうちの、いわゆる出生がこのくらいの割合になるだろうと。そうすると、妊婦さんのそういう形でのあれで計算しているということなのでしょうね。

もう一つは、風疹の関係ですけれども、これどのくらいの方が陽性になっているのか、これは妊婦さんによって、妊娠の方については前もって前年度あたりからそういう形で予防接種を受けている方もいるのだらうと思うのですけれども、たまたま配偶者となる夫なんかは、仕事が忙しくて何かにつけそういうものもなかったのだらうと思いますけれども、それで、この妊婦さんに陰性反応が出た場合には、きちっとした指導はされているものなののでしょうか。その1点だけお願いします。

○松本美子委員長 杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 抗体検査の関係でございますけれども、こちらにつきましては医療機関のほうで実施をするということになってございます。

26年度から行うものですので、ちょっとその辺のマイナスの方に関してどのような対応をするのかということについては掌握してございません。嵐山町のほうで25年度に実施した中だと、抗体検査としていただいて、なおかつ予防注射をするというこ

とになりますと、費用負担のほうが大きくなってしまうと、本人負担がです。ということで、特に風疹の抗体がある方につきましても、疑義のある方については風疹の予防接種を実施していただいても健康被害はないということで国のほうからの指導ございましたので、嵐山町につきましては、希望する方については抗体ある、なしにかかわらず、条件に合う方については、風疹の予防接種をお勧めさせていただいたのは現状でございます。

ちなみに、25年度につきましては、今現在として65名の方、これにつきましては、妊婦と妊婦の夫のほうを合わせてという人数でございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 2点、お伺いをいたします。

105ページの上のほうですが、重度心身障害者医療費支給事業、これが今年度もまた増額でございます。この事業の財源内訳を見ますと、県と町が半分半分、約です。そういうふうに見えるわけですが、このふえている状況というのが、どんな状況でふえているのか、子供が年齢的にどうなのか、その辺も含めてお伺いをしたいと思います。

それから、125ページの生活習慣病予防事業ですが、三角の4万4,000円です。この減った理由というものが、どういうものが減ったので減額になったのか。しかも、嵐山町は、こういう教室、ここははかるための教室、あるいは相談を行うための経緯ということでずっと組んだのですけれども、生活習慣病の捉え方、それから予防の仕方というのは極めて大事なことです。ただ、来てもらって教室を開きますよとやっていっていると、なかなかこう見ても、120人のわずかな参加者です。

とはいいいながら、この生活習慣病をどうにか克服する、あるいはみずから健康づくりにもっと体を動かすことに意欲を燃やす、そういう姿勢を持ち出すような施策も必要なのではないかと思うのですが、この捉え方についてお伺いしたいと思います。

その2点。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、1番目の質問、105ペー

ジの重度心身障害者医療費の増加傾向について説明させていただきます。

まず、今年度の予算といたしましては、昨年に比較して483万8,000円の増額でございます。これにつきましては、扶助費としまして492万ふえまして、前年比較11.7%、近年の傾向としまして毎月400万程度の支出が見込まれる場合がございます。毎月、1人の方が定期的に請求をしていただければ、コンスタントに見込めるのでございますが、なかなかまとめて請求する方も多いため、多い月だと500万円程度、少ない月だと300万円程度という月もございます。これが医療費の現状でございますが、人数の増加につきましては、身体障害者の方の増加が多うございまして、こちらにつきましては若年層よりも高齢者層の増加が顕著でございます。

近年は、65歳以上を過ぎても新たに手帳を取得する方が多くなる傾向がございまして、新規の取得者につきましては、今大変申しわけないですが、この対象者の年齢構成までを把握はしておりませんが、高齢者の増加が多くなっているということでお答えをさせていただきます。

重度医療につきましては、以上です。

○松本美子委員長 杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 続きましては、私のほうから生活習慣病対策事業の減額につきましてご説明させていただければと思います。

これにつきましては、検診後の健康相談ですとか、血液さらさら教室、そういったものをヘルスアップクッキング事業ということで実施をしております。これにつきましては、運動指導士を雇い上げをしていた部分がございますけれども、こちらにつきましてはをやすらぎトレーニングルームのほうで実施をしておりますけれども、そちらで体験も兼ねてと言ったらあれなのですけれども、施設の紹介もあわせてそういう事業への参加者もそちらに誘導するという意味をもちまして、そちらのほうに運動の部分につきましては、振りかえができないかということで、の部分の減額と、あとはヘルスアップクッキング講座のほうが、これが一般会計分と、介護のほうで参加者の年齢等合わせまして回数を割り振りをさせていただいたことがあったのでございますけれども、こちらのほうの栄養士の報酬費、こちらが昨年度につきましては一般分で9回見ていただくものにつきましてを、今年度につきましては2回減らして、介護のほうを7回、こちらを一般分で7回ということで組みかえをさせていただいてございますので、その分について減額をさせていただいているものでございます。

事業の回数等々につきましては、25年度と変更はございません。

以上です。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 年齢構成はちょっとわからないということなのですが、この対象になる人数は嵐山町で何人。現在のところ何人なのですか。

年齢構成はわからないのですけれども、調べればわかるのではないのでしょうか。それはわかったら、後で出していただけますか。

それから、65歳以上で身障者の手帳を取得する方がふえてきていると。これは、大きな問題なのだと思うのです。ただ、この65歳以上、既になる病気とすれば、脳梗塞だとか、脳溢血だとか、そういう脳障害がもとでこういう対象になってくるのではないかなと思うのですが、年齢的なものがあるって起こってくる。

ここに該当しなかった場合に、その方はどういうふうな対応を、医療のほうで対象になっているのでしょうか。その辺をちょっとお伺いできればいいと思うのです。

それから、125ページの関係ですが、報償費等が減ったと、やり方をちょっと変えたということでわかりました。ただ、このやり方だけで生活習慣病の広告というのが、私は無理ではないかなと、このやり方だけでは。今、嵐山町がやっているやり方だけでは、やはりテレビ等でも出ていますが、やはり家庭で取り組める、家庭で、自分のうちで取り組める生活習慣病の、要するに体を動かす運動の仕方だとか、そうしたものを研究して、町民に協力してもらう、あるいは具体的には、これは田舎だからできない部分もあるのですが、ラジオ体操を推奨してやらせるとか、そういうのも生活習慣病の克服のためには大きな効果があるのだと思うのです。総括みたいになってしまいましたが。

その方向性というのは、研究したことはないのでしょうか。

○松本美子委員長 皆様に申し上げます。健康いきいき管理課に関する部分の質疑の途中ですけれども、暫時休憩とさせていただきますので、お願いいたします。

再開は10分からとさせていただきます。

休 憩 午後 5時01分

再 開 午後 5時10分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康いきいき課に関する部分の質疑を続行いたしますので、お願いいたします。

答弁からだと思いますが、挙手をいただきながらお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

- 高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、重度医療につきまして、年齢構成、先ほどこちらで把握していないと申し上げました。ただいま調査中ですので、わかり次第お伝えしたいと思います。

また、重度医療に該当しない場合の医療につきましてはどうかということですが、重度医療に該当しない方につきましては、ご自身の加入しております健康保険で受診していただきまして、ご負担分を負担していただくこととなります。国民健康保険であれば3割、また後期高齢者医療でございましたら1割ということとなりますが、加入している医療保険が社会保険である場合には、付加給付等の給付で対応している方もいらっしゃると思います。

以上でございます。

- 松本美子委員長 岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

- 岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、生活習慣病につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

生活習慣病の取り組みにつきましては、これまでも嵐山町では過去に万歩計の貸与事業ですとか、ウォーキングコースや何かを設定しまして、そういった歩くことの推進等を行ってまいりました。それを何年か進める中で、一定の成果が出た中で、見直しをしまして現在の事業等が始まっております。

国のほうでも、これまでのメタボにかわりまして、この間一般質問のほうにもありましたけれども、ロコモティブシンドロームという、ロコモという運動機能に着目した取り組みというのが国でも推奨されてまいりました。そういった中で、町でもこのところ同じような事業をずっと続けてきておりますので、運動等も取り入れた新しい取り組みというのも見直しが必要になってきているのかなというふうに感じておりますので、新年度以降で検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

- 松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

- 安藤欣男委員 重度心身の関係ですが、年齢構成的なものはまだ調べてということですが、高齢者が大変ふえてきているということが今わかってまいりました。嵐山町に

は、嵐山郷、あるいは老健施設があるわけですが、そこに入っている人の関係の医療費がどういう形になっておりましたでしょうか。

この通常の料金の場合には、出身地で取っているものもかなりあるわけです。特に嵐山郷は、それは心身障害者の施設で、あそこの入所者が大分高齢化もしているわけです。極端な話、敬老会をやったりなんかするようになってしばらくたつわけですが、そういうことを考えますと、その部分をこの高額医療で全部とるということになるのであれば、これは県と町ですから、この制度そのものが大変無理があるのではないかなと思っているのですけれども、その辺どうなのでしょう。本来は、国だってこれは関与すべきことなのではないかなと思うのですが、2つありますが、いかがでしょうか。

○松本美子委員長 高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、まず重度心身障害者医療の対象者の年齢構成でございますが、先ほど調査をしますということで、おおよそのお伝えできるものがわかりましたので、お伝えいたします。

まず、18歳以下が26人、18歳から64歳が177人、65歳以上が276人、合計479人、こちらが現在の重度心身障害者医療の対象者の年齢構成でございます。また、平成25年度中の新規の該当者が40人おりましたが、そのうち65歳以上の方が27人おりました。こうしたことから、高齢者層の該当者が多いということがわかつて思います。

○松本美子委員長 岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、施設入所されている方の医療費の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

嵐山郷ですとか、らんざん苑とかという高齢者の施設です。そういった方の医療費の関係ですけれども、重度医療につきましては、住所地がこちらにありますと当然町のほうの負担というふうな形になってきます。先ほど委員さんのほうからお話がありましたように、県と町との負担が2分の1ということで、高齢化とともにこの医療費の伸びというのは、大変負担になるというのでしょうか、支出が多くなっておりまして、この先どんなふうになるのかちょっと心配な部分でもございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑がございますか。

川口委員さん、どうぞ。

○川口浩史委員 101ページの自殺対策なのですが、ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、ゲートキーパーの活動をちょっと伺いたいと思います。

それから、106、107の臨時福祉給付金、ちょっと説明が、私が理解が悪いのだと思うのですが、捕捉は全員ではないのですか。三千六百何人とかっておっしゃっていて、計算では3,500人だということですので、漏れなく渡されるようになっているのか、ちょっと確認ですので、伺いたいと思います。

それから、116、117のこども医療費給付事業の養育医療費給付金、これきのう課長が答えていましたので、課長に聞くしかないのだと思うのです。ちょっとわかりにくいのは、なぜこども課なのに課長が答えるのかわからないの、ちょっと1点伺いたいのです。

それから、昨日、大幅に減したわけですよ。人数が思ったような利用ではなかったということで、これを大きくとっていただけるというのは、まだいろんな動くからかもしれないのでしょうか。そういうことを見込んで前年度と同じ金額をとっているのか。まだ動きがわからないからとっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、124、125の保健推進員ですが、昨年67人にふやしまして、今年もそれでいくわけですよ。ふやして、どのような活動が去年はできていたのかというのをちょっと伺いたいと思います。

だから、今年67人が必要なのかどうかというのは聞かなければ。全部を聞かないと、これだけの人数必要なのですかということ。

○松本美子委員長 では、答弁をお願いいたします。

高橋副課長。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、101ページの自殺対策につきましてですが、ゲートキーパーの活動についてでございます。

ゲートキーパーとは、先ほどもお話をさせていただきましたが、悩んでいる人に気づいて声をかけたり、話しかけたりをして支援をしていく方になりますが、こういった研修を受けていただくことによって自殺願望がある方に対する接し方を学んでいただきまして、悩みのある方の話に耳を傾けて自殺を起こさないように上手に話を聞いていていただける人、こういった方をゲートキーパーとして養成をしていって、自殺者数を減らしていきたいという、こういった活動をしていきたいと考えております。

続きまして、107ページの給付金の人数でございますが、先ほど私のほうの説明が

ちょっと臆測でございまして申しわけございません。国の積算を考えますと、おおよそ人口の20%程度を見ているというお話をさせていただきました。そういった計算でいくと、町では20%を考えると3,600人程度ですが、実際に税務課のほうで計算した人数をとると、3,200人程度になって、予算では、その間の3,500人程度を見込ませていただいたとお話ししたつもりでございましたが、説明不足で申しわけございません。

今、見込んでおります3,500人ですが、こちらの人数がもし全員対象となることになりましたら、その1万円の基本分につきまして給付をさせていただくこととなります。対象の方に給付漏れがないように、今後啓発活動と周知をしていくつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○松本美子委員長 岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、養育医療の関係につきましてお答えさせていただきます。

補正予算のときに、私のほうが答弁をさせていただいた関係なのですけれども、この養育医療というのは、未熟児医療の関係でございまして、一旦親御さんの所得に応じて自己負担が発生するのです。その自己負担を一旦は払っていただきまして、それをまたこども医療費のほうで還付をするというふうな流れになっております。

それですと、一旦出してまた戻るというふうな形ですと、本来は健康いきいき課のほうでやる事業なのですけれども、二度手間になってしまうものですから、こども医療費のほうで、こども医療費というか、乳幼児医療のほうなのでしょうか、そちらで還付をしていただくというふうな形をとっているものですから、予算的にこども課のほうでとっていただいていると。歳入のほうは、健康いきいき課のほうで予算化はしております。

そんな関係で、内容的には、こちらの担当課のほうがメインになるのかなというので、こちらで答弁をさせていただきました。

それと、予算の関係ですけれども、昨日もちっと申し上げたのですが、今年度から、25年度からこの事業、県からの権限委譲というような形で来た事業でございまして、それで、当初予算を組むのにどのくらいの予算を組んでいいかわからないということで、県のほうにお聞きしました。その内容が、今までの何年かの経過の中で3人の方が半年ぐらい入院をするというふうな積算でいいのではないかとということで、たしか

396万円ほどの予算を計上させていただいたのです。それを実際のところは、今お二方の方が利用されて、それも2週間程度の入院で済んだということで、金額的には大変少なくて済みました。

ただ、補正の時点でまだ何日かあるわけですから、今後もし出たときにということがあって、若干の余裕を持って補正のほうをさせていただいたということでお話をさせていただいたところです。

以上です。

○松本美子委員長 杉田副課長、お願いいたします。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 私のほうから、保健推進事業につきましてお答えさせていただければと思います。

こちらにつきましては、平成25年度からおおむね地域の中で100世帯を目安に1人というふうな設置で、基準を持ちまして増員をさせていただきまして67名ということで予算をとらせていただいております。

平成25年度につきましては、地域の実情、また選出等々につきまして、どうしてもなかなか見つからないという地域もございまして、実質61名の委員のほうの委嘱ということでございました。

ですので、またその選出がされていない地区につきましては、また区長さん等に昨年末お願いさせていただきまして、今年度の選出に当たりまして見つけていただくようにというふうなお願いをさせていただいている状況でございます。

活動でございますけれども、こちらにつきましては平成25年度から、今までヘルスアップクッキングですとか、町の保健事業等々にご協力をいただいていたわけでございますけれども、平成25年度から8月をがん検診、特定健診等の受診率の強化月間ということで、町のほうで受診勧奨の啓発物資等を用意いたしまして、各地域に保健推進員さんが戸別訪問をしていただくことによって受診勧奨をしていただくということで、大きなものにつきましてはそういったものを実施をさせていただいているものでございます。

また、嵐丸のほうが埼玉県より健康大使ということで任命をさせていただきます。そういうものをあわせまして、嵐山まつり等にもご参加をいただいて、嵐山まつりに参加をいただいた方に啓発物資等を配布をさせていただきまして、受診勧奨をさせていただいているところが主なものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 自殺の関係なのですが、101ページなのですが、例えば私が、あの人がどうも最近元気がなくて自殺するかなと思ったとしますよね。そうしたら、私は町に連絡をすれば、町がそのゲートキーパーに連絡をとって、ゲートキーパーの方がそのうちに行く、そういう形になるのですか、具体的には。ゲートキーパーの人が声かけをするという、どういう形でするのがちょっと知りたくて質問したわけなのです。

それと、116、117の養育費の、今年度の予算は、昨年度と同じわけですよ。余り、福祉の関係で削ってはどうかというのも立場上私は言いづらいのですけれども、昨年だけの実績から見ると、減らしてもいいものなのかなというふうには思ったわけですよ。でも、同じにとったというのは、どういう理由からなのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、124、125なのですが、戸別訪問をしていくには、やはりそういう面では67人の保健推進員が必要だということなののでしょうか。どの程度、去年は戸別訪問ができたのか、できなかったのがどれくらいあるのか。どっちがいいですか。ちょっと答えやすいほうでいいですよ。

○松本美子委員長 それでは、答弁を1、2ということで、すみません、お願いいたします。

岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、最初に自殺対策の関係でございますけれども、ゲートキーパーといいますのは、ただいま川口委員さんがおっしゃったように、最初に気づいていただく、その方を養成するための講座というふうに考えていただければというふうに思います。

その方に、もちろんいろんなノウハウを持っている方であればいろいろ対応していただけることが、もちろんそれがベストなのだと思いますけれども、本当に心配な状態で、この人はちょっと心配だなというのを専門機関につなげていただける役目というのもしていただけるといいなということで、なるべく多くの方にそういった知識を持っていただきたいというために、こういった講習会を開いていきたいというふうに考えております。

それから、養育医療の予算の関係でございますけれども、確におっしゃるように、今年度、この予定でいきますと大幅な減額ということで、こんなに要らなかったのかなと、新年度は要らなかったのかなというふうに思うのですけれども、大変申しわけないのですけれども、まだ2年目ということなので同額を載せさせていただきました。今後様子を見て適当な額にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ゲートキーパー、人数を聞いているのでしょうかけれども、ちょっと私聞き漏らしていると思いますので、何人ぐらい養成をするのか、ちょっとお願いします。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

岩澤健康いきいき課長、お願いいたします。

○岩澤浩子健康いきいき課長 平成24年度に、以前このゲートキーパー養成講座のほうをしたことがあるのですけれども、このときは、民生委員さんを中心に、保健推進員さんの方にも加わっていただきまして、およそ80名ぐらいを養成いたしました。

ただ、その後、またいろいろ変わっておりますので、そういった方も含めてのまた講習会というふうな形にさせていただきたいと思うのですけれども、今、何人ぐらいというのは特に目標というのは定めておりません。できるだけ多くの方に、こういった知識を持っていただければいいなというふうに考えております。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 では、1点だけ。107ページなのですが、臨時福祉給付金の関係です。

これまだ人数の把握ができていないなというふうにも思うのですが、カウントするのも非常に大変だろうなというふうにも思うのです。これは、本人申請になるわけですね。まして、この扶養されている方は除くのだというふうになると、非常に本人の申請というのは啓発だけで十分足りるのかなというふうには思うのですが、これ個人通知というのは出さないのですか。それが1点です。

支給は、これ自治体で決めていいというふうになっていると思うのですけれども、おおよそどのぐらいの支給月を考えているのでしょうか。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、お答えいたします。

清水委員さんがおっしゃるとおり、人数の把握は大変難しく、現在積算しております3,500人も若干多く見込んで積算させていただいております。

通知につきましては、これが税の情報を福祉のほうで使うということが整備されておりませんので、税情報は税務課のほうでしか把握ができません。ですから、申請時にご本人さんから税情報を使っていいよという同意書をいただきまして、非課税かどうかということも確認をしなければなりません。そういった状況もあるので、個人通知を出すこと自体も難しいところでございますが、税務課のサイドから平成26年度の町県民税が課税されていないという旨の通知と同時に、臨時福祉給付金のチラシを同封するという事は違法ではないとされております。

それで、今考えておるところでは、税務課から、あなたは今年は、住民税の課税が今のところないですよという通知とともに、この臨時福祉給付金の申請書を同封するという形で個人宛での通知を出せたらいいと考えております。これにつきましては、税務課と調整をとりまして進めていきたいと思っております。

それと、給付金の支給の予定でございますが、国のほうではおおむね事業期間を3カ月とするようにとされておりますが、最長6カ月とすることも可能となっております。そこで、おおよそ6月から申請を受け付けを始めまして、7月くらいから給付を始められるように今のところは考えております。

以上です。

○松本美子委員長 清水委員、どうぞ。

○清水正之委員 いずれにしても、扶養されている人は除くということですから、あるいは世帯主に通知が行くのかなとは思いますが、これはあくまでも個人申請が基本という、全く大変な仕事を押しつけられているようなふう思うのですが、その辺の把握も大変だろうし、それを郵送する手段も、今税務課のほうもという話があるように、非常に大変な仕事なのだろうなというふう思うので、1万円が1万5,000円ぐらいで消費税に還元できるような金額ではないと思っておりますけれども、漏れなくやってください。それしかないな。いいです。

○松本美子委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を
結させていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 5時39分)